

## 土木森林環境委員会会議録

日 時 平成22年6月11日(金) 開会時間 午前10時07分  
閉会時間 午後3時08分

場 所 第1委員会室

委員出席者 委員長 棚本 邦由  
副委員長 丹澤 和平  
委員 深沢 登志夫 皆川 巖 大沢 軍治 望月 清賢  
岡 伸 金丸 直道 安本 美紀

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

県土整備部長 小池一男 理事 河西邦夫 県土整備部次長 酒谷幸彦  
県土整備部技監 山本 力 県土整備部技監 上田 仁  
総括技術審査監 樋川和芳 県土整備総務課長 末木正文  
美しい県土づくり推進室長 山口雅典 建設業対策室長 秋山 剛  
用地課長 市川正安 技術管理課長 中嶋晴彦  
道路整備課長 野中 均 高速道路推進室長 市川成人  
道路管理課長 丸山正視 治水課長 井上和司  
砂防課長 伊藤学樹 都市計画課長 河西秀樹 下水道課長 小野邦弘  
建築住宅課長 和田健一 営繕課長 石原光広

森林環境部長 中楯幸雄 林務長 岩下正孝  
森林環境部理事 石合一仁 森林環境部次長 山本正彦  
森林環境部技監 深沢 武 森林環境部参事 清水利英  
森林環境総務課長 深尾嘉仁 環境創造課長 小野 浩  
大気水質保全課長 窪田敏男 環境整備課長 守屋 守  
みどり自然課長 山縣勝美 森林整備課長 宇野聡夫  
林業振興課長 大竹幸二 県有林課長 江里口浩二  
治山林道課長 岡部恒彦

議 題 第66号 山梨県都市公園条例中改正の件

議第20-11号 気候を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて

審査の結果 議案については、原案のとおり可決すべきものと決定した。  
また、請願第21-11号については、継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時7分から午前11時13分まで県土整備部関係の審査を行った後、  
休憩をはさみ、午前11時32分から午後3時8分まで森林環境部関係（午前

11時55分から午後1時3分まで休憩をはさんだ)の審査を行った。

**主な質疑等 県土整備部関係**

※第66号 山梨県都市公園条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(山梨県建設技術センターについて)

岡委員 まず初めに、山梨県建設技術センターであります。当初創設されたときは、県と市町村と業界の三者が出資をして、組織の立ち上げをした。その後、組織変更がされて、現在、県も手を引いているというお話も伺っているわけですが、実質的にはかわりがありますので、今、現状はどうなっているのか、簡単にまずご説明ください。

中嶋技術管理課長 ただいまの技術センターの件についてお答えします。岡委員がおっしゃるとおり、技術センターは昭和43年に設立されております。その後、56年に名称を変えまして、今の山梨県建設技術センターになりました。設立当初は、山梨県の建設業の体制が整っていないということと、これから高度成長期を迎えるということで、測量・設計業務などをやっておりました。その後、県内のコンサルタント業者等が充実していくにつれて、その業務を民間に移していっております。

設立目的は、県、市町村の行政を補完して、県内建設産業の発展や振興に期することであり、現在の県における業務としては、平成21年度ですけれども、まず、県の積算業務の補助をやっています。そして、もう一つは、道路法の中で道路整備の基礎資料となる道路台帳の作成が義務づけられていまして、この管理業務を行っております。そして、あと1つ、交通事故のマッチングデータというものがあまして、交通事故対策に使う資料としまして、警察の事故資料と国土交通省が持っている交通量データをマッチングさせまして、交通の多発地点とか原因を特定するための調査のマッチングデータの作成、この3点を現在、技術センターに委託しております。

岡委員 今、ご説明いただきましたように、以前はそれだけの技術がなかったからということがあるわけですが、現在は、測量・設計等々を含めて、ほとんどの企業がそれなりの仕事をできる体制がかなり整ってきているという状況の中で、今、ご説明をいただきました積算業務をはじめとして、3つの業務が行われているということです。県はその3業務のほとんどを委託していると思うわけですが、これらに対する協会のかかわり合いについてお聞きします。

中嶋技術管理課長 業務の分担ということによろしいでしょうか。

岡委員 はい。

中嶋技術管理課長 積算業務では、本来ならば職員がやるべきものが約900件あります。そのうちの30%から40%をセンターに委託しているという状況であります。

岡委員 それは積算業務ですか。それとも、道路台帳の関係でしょうか。マッチングの関係でしょうか。

中嶋技術管理課長 積算業務でございます。

岡委員 道路台帳の関係、それからマッチングの関係はどうなっていますか。

中嶋技術管理課長 これらは補助整理ということで、最終的な整理は県でやるんですけれども、データ整理などの補助業務をセンターにさせていただいております。

岡委員 わかりました。これは競争入札のような形ではなくて、随契で行っているんですよね。その辺、どうですか。

中嶋技術管理課長 先ほど申しました3つの業務のうち、積算業務と交通事故のマッチングデータの作成、これらについては随意契約となっております。もう一つの道路台帳管理業務につきましては、プロポーザル方式ということになっております。

岡委員 わかりました。いずれにいたしましても、金額も非常に大きいわけでありまして、3億、4億円でありますから、全体的には6億、7億円もの事業もなされているわけであります。

あの組織の中には、個人会員と団体会員がいますね。団体というのは市町村だと思うから、これは問題ないんですが、10人の個人会員というのはどういう方々なんでしょうか。

中嶋技術管理課長 確かに、岡委員がおっしゃるとおり、市町村の27が団体会員になっております。そのほかに個人会員が10名おりますけれども、こちらにつきましては、この会の趣旨に賛同された方ということになっております。

岡委員 あまりここで詳細な質問はいかがかと思えますから、また監査のほうの立場上聞くことができれば、ちょっと聞かせていただきたいと思います。わかりました。

その中で、役員等を含めて、県からの、一般的に言われる天下りというような方がおいでになるのでしょうか。

中嶋技術管理課長 技術センターは、現在、理事などの役職が3名おりまして、一般職員が43名、そのほかに5名、計51名でやっているんですけれども、そのうち、天下りというのではなくて、県の退職職員が7名おります。

(新山梨環状道路について)

岡委員

了解いたしました。この問題は終わります。

引き続きまして、2点目であります。昨日の質問の中にも出てきたわけですが、新山梨環状道路についてです。北部区間が動き出したので、東部区間についても動き出すというようなご答弁を、昨日いただいたところで

私はこの間ずっと、4年前もちろん、委員会の中でも、あるいは代表質問、一般質問の中でも質問させていただいた経過があります。ご案内のように、西も南もでき上がり、特に南ができ上がったことにより、昨日の質問の中にもありましたけれども、西下条からおりてきた車両が細い道路の中を通過して、大変、地域の混乱を来していることは事実であります。

ということで、4年ぐらい前のときは、北部区間と離して、東部だけを何とかならないのかというようなお願いといいたしめようか、質問もさせていただいたり、意見も述べさせていただいた経過がありますけれども、この辺につきまして、昨日の答弁からは聞き取れなかった分もありますので、進捗状況をまずお聞かせいただきたいと思っております。

市川高速道路推進室長

ただいまの岡委員のご質問でございますけれども、東部区間につきましては、地元説明に入らせていただいております北部区間の残りを一緒に進める必要があるということ、昨日部長のほうから答弁させていただいております。それにつきましては、これだけの規格の道路でございますので、西下条から桜井までの間については一体のものとして取り扱う必要があることから、国の承認も一体として得ながら進めなければいけないものですから、これは切り離して進めることは困難だということでございます。

現在の進捗状況につきましては、北部に続きまして、東部区間のルート及び構造について示す都市計画の素案をつくっている最中でございます。

岡委員

昨日の質問の中にも出てきておりますけれども、通学・通勤の関係者も朝夕のラッシュと、それから、今言う、ヴァンフォーレ甲府を後押しする、小瀬公園におけるイベント時における渋滞というのは大変な、筆舌に尽くせないと感じるわけです。

ですから、そういう点で私の感覚の中では、今までの計画からするならば、東部区間が大変おくられていると感じており、4年前の質疑、討論とそんなに変わっていない部分があるわけでありまして。当時、ヴァンフォーレ甲府が1部リーグに昇格したという経過を含めて、4年前には、分けてでもやるかというように、かなり盛り上がったときがあったのですが、それからまたトーンダウンしまして、やむを得ませんが、非常におくられていると思っております。

では、これから、今からどういうふうに取り組んでいくのか。

市川高速道路推進室長

東部区間につきましては、先ほども答えをさせていただきましたけれども、都市計画の素案づくりを現在、大至急進めています。今後、必要な国との協議もございまして、そういったものも早期に進め、1日も早い都市計画決定ができるように、また、早期に事業化できるように取り組んでいます。

岡委員

早期とはいつですか。

市川高速道路推進室長

どうしても国との協議がございますので、いつという日時をなかなかはっきり示すことができなくて申しわけないのですが、最善の努力をして、早期に決定ができるように、素案を皆さんに示せるように頑張っていきたいということでございます。

岡委員

国との関係があると言え、それで、相手のいることですからと言われれば、二の句が継げないところもあるわけです。しかし、努力をする、努力をする、早期、早期と言っても、それから2年も3年もたったら、早期とは言えない、何を職員はしているのかと私は感ずるわけです。もっと真剣に取り組まなければいかんと私は思うんですが、いかがですか。

市川高速道路推進室長

実はこの東部区間につきましても、既に手続に入っている部分はかなりございます。一番期間の長くかかる環境影響評価については、18年に手続を開始しておりまして、同時並行で、方法書の作成並びに環境影響調査も既に行っておりまして、そういったことも含めて、今、最終的な案をつくっているところでございますので、ぜひともご了解をいただきたいと思っております。

岡委員

地元へは2年も3年も前に説明会を開いているわけですから、地元の人たちは、まだか、まだかと言っているわけです。まして、毎朝毎夕、とにかく家から出ることができないくらい交通量があるわけです。そういう人たちの身になって、考えてもらいたんです。その地域の人たちにすれば、毎日のことなんですね。

課長にすれば、1年たっても、ちっとも関係ない。1年たってどこかへ転勤してしまえば、おれは関係ないということになるわけです。私はそれじゃいかんと思うんです。もっと真剣に取り組んでももらいたい。今、南署のほうへもお願いしたりして、速度規制もかけています。だけど、それではまだ足りないんです。何とかしなければ、事故が起きてからではいけないと言われているわけです。ですから、そういうことを含めて、ぜひ真剣な取り組みをしていただきたい。ぜひともお願いしたいと思っています。

道路の関係につきましても一、二お願いしてありますので、それらもぜひよろしくお願ひしたいんですが、さらに地元の人たちは、特に落合町、それから下鍛冶屋を含めて、できれば、土盛りでなくて、高架にしてもらいたいという話もあります。今までの経過の中では、高架よりは土盛りのほうが安く上がるということでしょうが、いずれにいたしましても、土盛りに対して問題が出ているわけでありまして。あそこは水害地域でありますから、雨が降って洪水になりますと、詰まってしまうのね。ですから、土盛りではなくて、高架でやっていただきたいという話があるんですが、その辺の検討がなされているんでしょうか。

市川高速道路推進室長

ただいまの落合町の件につきましては、高架でつくってほしいという要望でございますけれども、当然、公共事業ですので、コスト縮減ということも考えながら、なおかつ、その地域の実情、それから、今、ご質問のあった水害等に大丈夫なのか、そういった検討も含めて、計画づくりを今、進めています。

(公共事業等に伴う取得用地の未登記について)

岡委員

わかりました。とにかく積極的な努力をお願いしたいと思っております。次に、3点目、公共用地、道路にしても河川にしても、取得をするときに買収をする。それらに未登記等があると先日の説明の中でお聞きをしているわけでありましてけれども、今現在の状況についてちょっとお聞きしたい。

市川用地課長

過年度未登記につきましては、平成22年3月末現在で2,658筆になっています。

岡委員

昨年の処理筆数が2,000ちょっとだったと思うんですが、今の2,658というのは何ですか。

市川用地課長

平成20年度末の未登記件数は2,858筆で、21年度末ですが、22年3月の未登記が2,658筆となっています。

岡委員

過日、説明の中では、千の単位じゃなくて、何万筆かというような単位のご説明をいただいたように感じているんですが、その辺の部分、今までの処理した筆数ではなくて、現在、まだ今から処理しなければならない筆数はどのぐらいですか？

市川用地課長

今から処理しなければならない筆数が、22年3月末で2,658という数字です。

岡委員

わかりました。ちょっと私が勉強不足なので、もう一度調べてからにします。終わります。

(土砂災害防止対策について)

安本委員

土砂災害防止対策について伺います。これから梅雨の時期に入るわけですが、この時期、梅雨前線が活発化して長雨が続き、局地的な豪雨が発生する時期でありまして、昨年も全国で何カ所かそういった災害があったと記憶しております。

それで、山梨県では、土砂災害の警戒区域とか特別警戒区域を指定するための、土砂災害防止法に基づく危険箇所の基礎調査が平成16年から実施されておりまして、今年度が完了する最終年であると伺っております。昨年だったと思いますけれども、私の住む地域でも、簡単な地図ですけれども、赤色、それから、黄色い色が塗られて、自治会で回覧をされておりました。

そこで、まず初めに、土砂災害防止法に基づく危険箇所の基礎調査について、本県としてはこれまでどのように推進されてきているのか、それについて伺います。

伊藤砂防課長

ただいまの質問にお答えします。今、委員が申したとおり、土砂災害危険箇所を対象に、土砂災害防止法に基づいて、平成16年から上野原市を皮切りに順次、基礎調査に着手しています。それによりまして、本年度、県内すべての危険箇所の調査を終える予定です。

基礎調査の内容ですけれども、急傾斜地や、その下流の状況など土砂災害によって被害を受ける恐れのある地域の地形、地質、過去の災害事例、土地の利用状況などを総合的に調査するものです。この調査によって、土砂災害

の恐れのある土砂災害警戒区域、これをイエローゾーンとしております。また、建物等に損害が生じ、住民に著しい被害の恐れのある土砂災害特別警戒区域、これはレッドゾーンと言っていますけれども、このような区域を決めております。

安本委員

私は今、住んでいるところに土地を求めて、そして、造成してありませんでしたので、自分で造成したときに、確かに大きな石がたくさんあったということで、過去、こういったものはどこから来たのかなと思っていただけです。このようにして明確に調査をしていただくということは、地域の住民にとっても、情報をいただけるということで、大変ありがたいと思っております。

これを伝達する際にあまり不安をあおるといこともどうかとは思いますが、正し情報として地域住民にはどのように伝わっていくのかお伺いします。

伊藤砂防課長

まず、調査終了後に、県が主体となりまして、市町村も同席した上で、地元の地区長さん、また、地元の代表の方への説明会などを実施した後に、住民の方へ資料を配布、また、回覧していただいて、土砂災害警戒区域など、情報準備に備えています。

その後、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されると、県の公報に告示され、詳細な図面などを砂防課や建設事務所で確認することができます。土砂災害特別警戒区域については、詳細な図面などは市町村で確認することができます。

また、区域が指定されると、市町村が土砂災害に関する警戒避難体制を市町村地域防災計画へ定めるとともに、土砂災害に関する情報伝達の方法、土砂災害の恐れのある場合の避難地に関する事項、円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知するように努めることになっています。このため、市町村は、土砂災害ハザードマップを作成するなどして、土砂災害警戒区域などの住民へ周知しております。

安本委員

地域の住民への情報伝達等についてはわかりました。それで、こういった地域が明確になって、指示も出てきているわけですから、まずは、こういった地域には、防災施設を設置することが大事だと思います。県の情報を見ますと、4,800カ所ぐらい危険区域があるということで、一度には無理だとは思いますがけれども、ハード的なそういった防災施設について、県としてはどのように取り組まれているのかお伺いします。

伊藤砂防課長

お答えします。土砂災害から県民の生命・財産を守るため、砂防工事や急傾斜地崩壊対策工事、地滑り工事を毎年約140カ所において実施していますが、毎年、完成するのが20カ所程度です。しかし、土砂災害危険箇所が多いため、砂防関係施設の整備率は約25%とまだ低い状況にあります。また、昨今の公共事業の削減もありまして、限られた予算の中で効果的、効率的な施設整備をするために、緊急度が高い、危険度が高い、被害軽減効果が高いなど、総合的に勘案して、優先度の高い箇所から順次、整備を進めています。また、施設整備のハード対策だけではなく、土砂災害警戒情報システムの構築や携帯電話を利用した土砂災害情報の提供など、ソフト対策についても重点的に実施し、土砂災害対策に向けた総合的な取り組みを行っております。

安本委員

優先度も考えながらということなんですけれども、安心して住んでいられるように、ぜひ早くお願いしたいと思います。先ほど答弁がありましたけれども、雨が長く続いていると、自分のところはどうかかなというところへの情報伝達について、携帯メールという話もありましたが、私の住んでいるところは携帯メールを使えないという方もいらっしゃると思いますので、市町村を通じてだとは思いますが、防災無線もありますので、的確に情報が伝わる手段を考え、県のほうで、しっかり市町村の指導をお願いしたいと思います。

山口県で高齢者の施設、老人ホームが、土石流の災害で大変な状況になったという報道もありまして、昨年9月の本会議でも質問が出ていました。私の地域のことだけで申しわけないんですけれども、きぼうの家という障害者の方の施設もありますし、それから、奥湯村園という老人ホーム、また高齢者の施設もたくさんそういったところに出てきております。ひとり暮らしの高齢者の方とあわせて、要援護者、要援護施設ということだと思いたすけれども、そういう地域に該当するところについては、県土整備部だけの問題ではないとは思いますが、県の福祉保健部等と連携をとって、きちんとした避難指示等が的確に伝わるようにしていただきたいと思いたすけれども、そういった点はいかがでしょうか。

伊藤砂防課長

豪雨予測が気象庁のほうから出されると、気象庁のホームページで情報提供をしています。また、県では、ホームページにあります、山梨県土砂災害警戒システムの中で、1キロメッシュごとに現在の雨の強さを地図上に色分けして、わかりやすく表示し、情報伝達をしています。土砂災害警戒情報につきましては、平成19年から气象台と共同して発表しています。これ以前は、気象庁から大雨注意報、大雨警報が出ましたが、土砂災害警戒情報を発表することによって、土砂災害の危険が一層、県民に示され、また、要援護者施設等、市町村の避難指示や住民の自主避難に役に立つのではないかと思いたす。

安本委員

要援護施設、要援護者へのというのは、県土整備部のこの委員会で申し上げてもと思うんですけれども、やはり福祉保健部としっかり連携をとってやっていただきたいと思いたすが、いかがでしょうか。

伊藤砂防課長

福祉保健部との連携でございますけれども、やはり災害時要援護者施設の情報提供を受けまして、施設が土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域にあるのかということを確認することが必要であると思いたす。それから、災害時要援護者施設については、災害時の避難に困難があるため、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に施設がある場合は、そこに重点的に砂防施設をということで、優先的に整備をしています。

(新山梨環状道路建設説明会について)

大沢委員

今、新山梨環状道路の話が出たんですけれども、どうするのかと困ってしまっていることがあります。

実はこの間、環状道路の北部区間、旧双葉町地域の説明会を国土交通省が双葉公民館で行いました。それで、どうなるのかなと思ったたら、会場に図面が張ってありまして、皆さん方が「ここはどうなるのかな」というような、いろいろな想像をめぐらせながら、いよいよ会議になったんです。



今の時代だから、来てはいけないとか、それ以外の方が発言をしてはいけないということはないんですが、始まってから「質問に入ります」と言ったら、まずは「絶対反対だ」という話から始まって、もう次々ですよ。どこから来たかといえば、「私は中央市から来ました」「私は南アルプス市から来ました」「私は笛吹市から来ました」と言うんです。

肝心なのは、いわゆる北部区間で、旧双葉町の地域の人たちに対する説明です。ところが、そういう人たちが来て、「絶対反対」と四、五人続けて言うので、地元の人たちは発言ができないんだよね。それで、「この地図で見ると、どうもおれのうちのところは通るんだけど、うちはどけっていうことかな。」と、みんな困ってしまっている。聞こうかと思ったら聞けなかったと言って、後から私のところに来て、「あれ、どうするのかね。とられちゃうかな」というようなことなんです。

ですから、地権者、関係者に対する説明会というか、そういう人たちだけへの説明会をもっとやらないと、全くわからないと思うんですが、その辺はどうでしょうか。みんな、反対、反対で何も言えなかったというのは、どうでしょうか。

市川高速道路推進室長

ただいまの大沢委員のご質問でございますけれども、北部区間につきましては、実は2月に第1回目の説明会を各所で開かせていただいております。そのときに、ただいまご指摘がありましたように、説明が聞けなかった方、都合が悪かった方々が大勢いらっしゃいまして、実は、4月以降、各所でそういった方々に出ていただいて、よくわかるように、追加の説明をさせていただいております。双葉もまた、近々に説明会を開催する予定でございますので、そちらのほうへ来ていただけるように今、手配をしている最中でございます。

大沢委員

はい、お願いします。

(談合疑惑への対応等について)

丹澤委員

峡東建設事務所管内の談合疑惑についてお尋ねをいたしますけれども、あれだけの大がかりな調査が行われましたが、県には談合情報というのは全く寄せられていなかったのでしょうか。

末木県土整備総務課長

丹澤委員の今のご質問でございますが、3月24日に公正取引委員会が調査に入りましたが、県には、そういう情報につきまして、その前に、いわゆる談合情報は特に寄せられてはおりませんでした。

丹澤委員

公正取引委員会の取り調べに対しての情報で知ったということじゃなくて、これだけの大がかりな談合があったのではないかということですから、業者から県に談合情報というのは全くなかったんですか。

末木県土整備総務課長

ございませんでした。

丹澤委員

全くないんですか。これだけのことがあったにもかかわらず、県は全くおかしいとも何とも思わなかった。今、あの地域に関しての県の落札率という

のが、例えば5,000万円以上とか1億円以上とか、あるいは5,000万円以下などのランクごとに、今、ここにありませんでしょうか。

末木県土整備総務課長

まことに申しわけございませんが、峡東地域のランク別、金額別の落札率につきましては、今現在、手持ちがございませんので、またそれにつきましては、後ほど資料を丹澤委員のほうにお届けいたします。

丹澤委員

今回、公正取引委員会が、談合疑惑があると認定した理由は何ですか。

末木県土整備総務課長

公正取引委員会が認定した理由は、私どもは存じ上げておりません。ただ、そういう疑惑があるということで調査に入ったということだけは、承知してございます。

丹澤委員

今回の談合疑惑というのは、県工事が主ですよ。その県工事が主な談合であるのに、発注側の県が全く何にも承知していない。一度もそういう情報が寄せられなかった。それが突然、公正取引委員会から、山梨県の、皆さんが管理している、発注している事業に対して調査が入ったんですよ。何の関心も示さない、何も情報がなかった。いきなりよそから来てやられた。皆さんは何をしているんですかね。

末木県土整備総務課長

確かに委員のおっしゃることはわかります。アンテナが低かったと言われれば、確かにそのとおりのかもしれません、私ども発注者にはそういう情報がございませんでした。

丹澤委員

でも、公正取引委員会が山梨県におかしいと言って来たんですよ。発注している皆さんが何も不思議に感じない。いや、当然、正常な競争入札が行われていると認識しているとしたら、山梨県県土整備部の発注者側のみなさんは何をしているんですかね。これだけの大がかりな調査が行われているにもかかわらず、何にも知りませんでした、何にも気がつきませんでしたということですか。もしこういう情報が寄せられたら、山梨県はどういう調査をされますか。

末木県土整備総務課長

談合情報が寄せられた場合には、私どもで談合情報マニュアルというものをつくっておりますので、その中で、まず入札前に談合情報が寄せられた場合、それが具体的な情報であった場合には、入札参加者に対しまして、聞き取り調査を行います。そして、これは談合であると認めた場合には、入札を中止いたします。談合情報はあったけれども、談合は行われていないということでありましたら、入札参加者から誓約書を取りまして、入札を執行いたします。そして、いずれの場合におきましても、公正取引委員会と警察のほうへ通報をいたします。

丹澤委員

聞き取り調査を行うというのは、どういうことを聞くんですか。

末木県土整備総務課長

聞き取り調査は、各入札参加者と私ども発注者が個別に面談をいたします。私どもは複数の人間が聞き取りを行い、「こういう情報が寄せられましたが、こういう事実がありますか」という内容の聞き取り調査を行います。

丹澤委員

捜査権限がないから、徹底的にやることは難しいと思いますけれども、本人を呼んでというのは…、この間の県職員もそうでしたが、人事課にはいっぱい情報が入った。本人を呼んで、「やっていますか」「やっていません」「そうですか。あなたはシロですよ」というような結果が、あんなったんですね。今までそういう情報が寄せられて、談合の認定がされたというのはこの調査方法でありましたか。

末木県土整備総務課長

私が調査のすべてを承知しているわけではありませんが、今まで、私が記憶している限りでは、談合の認定をしたものはほとんどなかったと記憶しております。

丹澤委員

この方法であれば、「私がやっています」なんてことを言う人は絶対ないから、まず出ないでしょうね。

今、ここに峡東方面の数字がないということでしたが、山梨県全体の数字も持っていないんですか。要するに、5,000万円以下、5,000万円以上、1億円以上というようなランクごとの落札率は手元にありますか。

末木県土整備総務課長

金額別のものは今、手元にございませませんが、全体では93%強ぐらいでございます。

丹澤委員

峡東方面の今回の部分については、全体でもないんですか。

末木県土整備総務課長

峡東方面だけを抜き出したものはちょっと手元にございませぬ。申しわけございませぬ。

丹澤委員

山梨県は、前知事のときに、契約約款で、違約金を10%から20%に上げましたよね。この上げた理由は何なんですか。

末木県土整備総務課長

いわゆる談合につきましては、ペナルティーも強化しなければならないという考えで、それまでは指名停止期間が三月から十二月であったものを、十二月から二十四月、それと同時に、違約金につきましても、10%だったものを20%に引き上げ、いわゆるペナルティーの強化をしたということでございます。

丹澤委員

大きなところは、4億円とか5億円とかの受注額の20%を違約金でとられるわけですから、今回もし認定され、一括で払わなければならないことになると、企業にとってみれば、まさに存亡にかかわるような危機に瀕しているということになるでしょう。まず、談合が生じないようにする手立てが、罰則を重くしただけではだめだということは、すべてのことに対してそれが

実証されたわけですから、その前段階で何とか食いとめる方法がなければということだと思えます。落札率で見るのか、あるいはそういう情報を常にキャッチしながらやるのか、方法はなかなか難しいでしょうけれども、談合というのは犯罪なわけですから、これを容認するわけにはいきません。

ただ、業者の側にしてみると、見積価格は果たして正当なのかということのを再三言っている人もいるわけですね。例えば既製品を買うような場合には、県が設計書に見積価格として乗せる金額では、業者はとて買えないと。なぜ設計価格にこういう単価が出てくるのかという話を聞きます。

県はメーカーに既製品の購入価格の問い合わせをする。業者は小売りから買うわけですから、それは当然、その間の流通マージンが乗ってきて、経費がかかります。そうすると、そこで違ってくる。もう一つ、ロットの問題もありますね。100個買う人と2個買う人では、当然、その価格が違う。そういうことも考慮しながら、技術管理課はきっちりと指導し、設計をしているのでしょうか。

中嶋技術管理課長 ただいまの点にお答えします。工事の予定価格は、今、委員がおっしゃったように、労務費や資材費、材料費、その他機械経費、それに諸経費などを加えて積算します。まず労務費につきましては、全国の労務費調査を基準に価格を決めております。そして、設計の基本となる積算ですけれども、これは国土交通省の積算基準をもって見ます。資材価格につきましては、市販の積算の資料である積算物価で調べたものを設定しております。あと、使用部材のコンクリート、アスファルト、鉄筋等は常に変動を考慮して、毎月変えております。そして、そのほかの部材につきましても、ある程度の幅で変動した場合は、それを反映しております。そして、委員のおっしゃるメーカーの製品価格ですけれども、これにつきましては、特別調査を技術管理課で実施しまして、実勢を反映したものを扱っておりますので、予定価格は適正にされていると考えております。

丹澤委員 はい、いいです。

(公共工事等にかかる落札率について)

望月委員 今回の関連で質問させていただきます。山梨県の落札率というのは、過去の『週刊ダイヤモンド』におきましても、その高さが日本一です。それから、過去の8月だったでしょうか、山日新聞の紙面の中で、山梨県の工事の落札率の記事がありました。甲府市はもっと高かったと思いますけれども、資料もないからちょっとわかりませんが、その落札率を発注者側としてどう考えているのかをちょっと聞かせてください。

末木県土整備総務課長

客観的に見まして、オンブズマンの調査などでの落札率は、結果の数字ではございますが、確かに山梨県は、数字そのものが全国的に見てかなり高い位置にいるということは承知しております。

そして、本県におきましても、それではどういう方策を考えればいいのかということのをいろいろ考えてやっております。そうした中で、やはり競争性を高める制度にしていかなければならないと考えております。それで、今まで、1,000万円以上はすべての工事で一般競争入札を導入するとか、電子入札の導入、予定価格の事前公表など、いろいろな制度を構築してまいりましたが、今年の4月からは、さらに競争性を高めるということで、土木一

式工事について、施工実績を50%から30%に引き下げるとか、現場代理人の兼務も2,500万円の工事まではよいこととしました。さらに透明性を高める手段といたしまして、今まで最低制限価格の算式を公表しておりませんでしたが、算式を公表しています。そして、最低制限価格、低入札調査価格につきましては、事後ではありますが、公表するというところで、競争性と透明性をさらに高めていこうという方策を私どもとしても考えております。

望月委員　　そういう中で、例えば土木工事も、一般土木や橋梁、それから、測量業務など、いろいろありますよね。そういう中で落札率にばらつきがあるような感じがするんですけれども、業種別に見て、落札率はどんな状況になっているのか、どうですか。

末木県土整備総務課長

非常にさまざまな業種がありまして、土木、建築、管、電気とか、いろいろありますが、今、業種ごとの落札率が手元にございませんで、またそれにつきましては調整をいたしまして、望月委員のほうにお届けをします。

望月委員　　すみませんけれども、全体に配布してください。

末木県土整備総務課長

わかりました。また後ほどお届けしたいと思います。

望月委員　　それから、ちょうど3月だったでしょうか、問題の発覚以後、落札率に変化があったかどうか。今まで高い、93%強の落札率だったものが、どういう状況になっているのでしょうか。

末木県土整備総務課長

3月以後、まだ現在6月ですから、入札件数がそんなに多数ではございません。ですが、従前と比べて、数字自体をまだ細かく承知しておりませんが、大きな変化があったとは承知をいたしておりません。

(談合防止策への対応について)

丹澤委員　　僕はあまり厳しいことを言っはいけないと思って自重したけれども、これだけのことが起きているんですよ。きょうの委員会で、峡東方面の談合の問題は当然議論になるだろうというのに、落札率の数字がないと、公正取引委員会が何で認定したのかわからない。今、93%と言ってるけれども、あの率は単純に出しているわけですから、金額でやっているわけではないんです。93%というと低く見えるけれども、あれは数字のマジックで、外へ出すときには「こういう計算の仕方です93%になる」と言うけれども、ランクごとに出したら、もっと高いものもきっとあると思う。だから、そういうものがないと、ほんとうは議論ができないんですよ。それを何にも示さないで、皆さん、準備もしてこない。皆さんが発注した工事が今回の疑惑の対象になっているんですよ。にもかかわらず、だれ1人として疑問を持たない。これこそが危機感がない。

今度、談合防止策をどうするかというものも、今、話を聞いていると、出てきそうもない。それについて議論したような節も見られないということです。山梨県の業者が国の機関に調査されたんです。それは皆さんが発注した

事業なんですよ。もっと危機感をもって、そういうものがあつたら対応すべきだと僕は思いますけどもね。本来、ここで時間があれば、峡東だけでなく、全県のものも金額ごとに出していただいて、皆さんに見てもらったほうがいいと思うけれども、時間がないようだからきょうはいいですが、ぜひ危機感を持って、危機管理に対処していただきたいと思います。

小池県土整備部長 談合情報が入り、公取が調査に入つてという状況の中で、今、先日来の高落札率に関しての質疑等があつたわけでございますけれども、本県の落札率がここ数年高いということが、必ずしも談合と直結するものではないにしても、幾つか要因があります。その要因の中には、先ほど委員から指摘された、積算単価が正しかったか、適切かどうか、こういうことについて、我々のほうも検証し、改善等も図つてきております。

それから、落札率が本県は高いと言う原因の一つに、私どもの山梨県の地形が急峻であつて、地形が悪いという中で、経費等も必要以上にかかっているのではないかというのが1点。それから、本県の企業の数からして、中小企業が非常に多いということで、発注件数に対してなかなか企業が受注できない。そういう中で、工事に対する一般管理費の中に、本社経費等に回る予算等があつて、なかなか利潤が上がらないというようなことも聞いております。そういう中で落札率が高いというような結果が出ているかと思ひます。

私どもも落札率については非常に気にしておりますし、先ほど総務課長が言いましたように、幾つか改善もしておりますし、これからも改善していこうということで、今回の公取の調査を受けて、次の改善策等も検討しております。そういった中で、適切な工事価格で適切に請け負っていただくような方策等を、今後もしっかり検討していきたいと思ひています。

資料が不備だった点はほんとうに申しわけないと思ひていますが、部としても、県としても、しっかり取り組んでいきたいと思ひていますので、よろしくお願ひいたします。

(今後の対応について)

望月委員

この問題が発生することによりまして、峡東地区の業者が今後どうなるかということですね。大きな問題だと思ひます。その原因は業者にばかりあるわけじゃない。それこそ発注側にもやはり要因があるなら、その辺はやっぱりきちんと正していかないと。峡東だけですが、いろいろと正したほうがいかもかもしれません。3年さかのぼつて見るということですから。

それから、指名停止後、業者はどうなったのか、こういうことも想像が及ぶわけでありまして、やはりこの問題については十分注意を払つて、発注側の責任というものも十分認識してもらいたいと思ひます。

( 休 憩 )

## 主な質疑等 森林環境部

※ 請願第20-11号 気候を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(太陽光発電の推進について)

岡委員 まず、米倉山の太陽光発電における現状の施設建設について、これは企業局の所管でもあろうかと思えますけれども、わかる範囲でまずお聞きしておきたいと思えます。

小野環境創造課長 米倉山の太陽光発電施設につきましては、今、委員がご指摘のとおり、企業局で所管をしております。私どものところではその概要しかわかりませんが、簡単にその概要をお話をさせていただきたいと思えます。

現在、米倉山太陽光発電所につきましては、企業局のほうで造成作業をしており、今年度中に着工の運びになると聞いております。当初は23年度に5,000キロワット、25年度に1万キロワットで発電を開始するという予定であったようでございますが、諸般の状況も勘案する中、1万キロワットで24年1月から発電を開始したいということで、2年間前倒ししたと聞いています。

岡委員 ありがとうございます。いずれにいたしましても、クリーンエネルギー、環境やまなしの話という中で、知事も積極的にクリーンエネルギー問題に取り組んできています。

そういう中で、太陽光発電については、今までもずっと言い続けてまいった経過もありますが、いずれにいたしましても、前の知事のときには半歩も前へ進みませんでしたけれども、現知事になりまして、半歩、一歩前に出てきたなという感じがします。それは、企業局から1年1億円、3年3億円、既に4年目に入っておりますけれども、一般会計への繰り入れのお金1億円を活用しながら、個人住宅への補助金を出していただいているということだと思っております。これらについて、今現状の中では、既築の個人住宅ということでもありますけれども、現状における状況をまず1点、お聞きしておきたいと思えます。

小野環境創造課長 個人住宅用太陽光発電システムの補助制度につきましては、昨年度から補助金を創設したところでございます。昨年度におきましては380件の予算限度枠のうち、372件の申請をいただきまして、その後、15件ほど取り下げがあり、最終的には357件の助成を行ったところでございます。この助成の措置によりまして、昨年度、山梨県の住宅に1.3メガワットの太陽光発電パネルが設置できたという状況でございます。

今年度におきましては、この予算枠を468件に増やして、補助金の申請を受け付けているところでございますが、昨日の時点で161件の申請をいただいている状況でございます。

岡委員 昨年の経過からすると、4月からで、現在6月ですから、時間的にはまだまだ今からでありまして、予定をされている468件すべてが活用していただければありがたいと思っているわけでありまして。

しかし、現状において、なぜ既築住宅だけの補助なのか、なぜ新築の建物に対して補助ができないのかという点をお聞きします。

小野環境創造課長 本県の住宅太陽光発電の補助制度につきましては、既築住宅だけ、しかもローン組んで太陽光パネルを設置した場合に限定をしております。これは、基本的に新築の場合にはコストもそんなに大きくかからずに、太陽光パネルが設置できます。既築の場合につきましては、新たに足場を組んだり、電気配線をしなければならないということで、新築に比べましてコストがどうしても割高になってしまうということです。

それから、新築の場合には、住宅ローン減税がございまして、一定の税額が控除される。一般に200万円を通常の市中銀行で借りた場合に、年末残高の1%分を10年間、ローン減税していただける税制になっておりますので、それを勘案いたしますと、新築の場合には減税で10万円程度のメリットがあるのではないかと考えております。こうしたことから、既築住宅ではそういったことが該当になりませんので、どうしてもコストが高くなってしまいます。したがって、既築住宅の部分についてローンを組んで設置をした場合には助成をしているところでございます。

岡委員 新築住宅のパネルの設置状況について調査したことはございますか。

小野環境創造課長 したことはございません。

岡委員 今ご説明いただいたローン減税の関係でございませけれども、今、住宅を建てるときには、ハウスメーカーなりそういう人たちが、できるだけパネルをのせて太陽光発電をすると、生活設計の中で非常に快適な生活が営めるというような言い方をされて、ある程度勧めていることは事実なんです。でも現在、半分以下しかパネルはのっていない、太陽光発電を利用していないということ、今、あちらこちらの住宅を見ている中で、私の感覚ではそう感ずるわけです。

ですから、もしできるものならば、一度調べてみて、これは土木との関係もあろうかと思っておりますけれども、クリーンエネルギー、環境やまなし日本を標榜するのであるならば、そういう末端のところから順々に積み上げていくことも必要だと私は感ずるわけです。

とりわけ、今からの環境やまなしという中でクリーンエネルギー問題というのは、私がドイツだとか、外国の先進的な都市などを見てきた過程の中で、やはり既築の分だけでなく、新築の7割、8割の家には太陽光発電がするような対応をされることが望ましいと感じているんですが、その辺はどうでしょうか。

小野環境創造課長 新築住宅にどのぐらいの割合で太陽光パネルが設置されているのかということでございましたので、その割合は把握をしておりますという話をさせていただいたんですが、実は昨年度1年間で、新築の住宅に太陽光パネルを設置した件数は436件ございました。住宅着工件数がわかれば、その割合はわかるわけでございますが、私どものほうではその部分は承知をしておりますので、申しわけございません。



それと、今、委員ご指摘のとおり、新築住宅の7割、8割に太陽光パネルがつくようにしたらどうかというお話でございます。当然、我々といたしましても、新築、既築にかかわらず、クリーンエネルギー、太陽光発電が導入されることは、本県のやまなしグリーンニューディール政策を進める上でも大変ありがたいことでございますので、ぜひ、そうになっていただきたいと思っております。

これにつきましては、国のほうで、新築、既築を問わずに、1キロワット当たり7万円補助するという制度をつくっております。この制度を創設したそもそもの理由は、太陽光パネルのコストを低減して普及をさせていくことです。1990年代前半では、1キロワット当たり200万円程度しており、とてもコストが回収できないような状況でございましたが、国が補助制度を続けまして、その成果もあり、今では70万円程度で入れられるようになってきております。

これを国のほうでは、半減をしていく、今の70万円を半分ぐらいのコストにしていくということで、いろいろな施策を考えていただいておりますので、そのようなことが実現してくれば、今、委員がおっしゃったように、新築のほとんどの住宅に太陽光パネルがつくのではないかと期待をしているところでございます。

岡委員

私は、ドイツの都市なんかを見てきた経過の中で、既築というか、いろいろな建物へのせることが大切だと思うんです。だから、これをよせと言っているわけじゃない。だけど、外国においても、それから日本の中でも、新築の住宅へ補助を出している県があると思うんです。どのぐらいあるかご存じですか。

小野環境創造課長

申しわけございません。今、私どものところに各都道府県でどのような補助制度をやっているかという資料がございますが、残念ながら、新築あるいは既築別のデータがございません。全体で31の都道府県が、太陽光発電設備に対する助成制度を持っているという状況でございます。

岡委員

なぜ他県において新築住宅へ出しているにもかかわらず、本県が出せないのか、そこをちょっと聞かせてください。

小野環境創造課長

当然、補助制度をつくるに当たりまして、各県それぞれ目的があってやっていることだと思います。本県の場合におきましては、繰り返しになるかもしれませんが、十分な資金は持たないものの、環境への意識が高く、太陽光発電を導入したいという方々の後押しに少しでもなればということで制度設計を考えていたものでございますので、融資を受けて設置をする場合に助成をするという考え方で制度を構築しておりまして、他県あるいは国との補助制度の構築の考え方とは異なっているのかもしれませんが。

岡委員

いかに県民の期待にこたえるかということです。企業局が1億円出しているわけです。他県においてはそういう制度はないのではないかと私は感じているわけです。しかし、他県においては一般会計の中から出している私は理解しています。つまり、他県においては新築へはそういう形を出しているにもかかわらず、山梨の場合にはせっかく企業局がクリーンエネルギーで得た利益を出してくれているわけです。であるならば、クリーンエネルギーにお金をかけていくのは当然ではないかと、私は今までの持論を再度申

上げたいと思います。

そういう中で、確かに、使われている内容を見ますと、間伐をはじめとして、森林整備に活用されていることも承知はいたしております。私はそれが悪いと言っているわけじゃないんです。しかし、せつかくのクリーンエネルギーで得たお金であるならば、やっぱりクリーンエネルギー、つまり、太陽光発電へお金をかけていってもいいのではないのか。もっと言えば、小水力問題もやりたいと思っているんですけども、いずれにいたしましても、私は、今の日本における実態を含めて、太陽光発電を積極的に取り入れていく、まず当面はそのことが大切ではないかと思ひ、1億円の金をそれなりの使い方をすべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

小野環境創造課長 委員ご指摘のとおりでございます。実は企業局からの1億円の繰入金につきましては、電気事業者でございます東京電力と県が協議をしまして、1億円を一般会計のほうに繰り入れていただいているという状況でございます。この1億円につきましては、平成20、21、22年の3年間で1億円ずつ入れていただけることに、現状ではなっております。今年度までは1億円ずつ入れていただいているという状況になっております。

実は昨年度までは、委員ご指摘のとおり、クリーンエネルギーに関する部分につきましては、額的にそんなに多くなかったわけでございます。むしろ、地球温暖化対策ということで、森林吸収源対策の部分に当てられていた額が大きかったわけでありまして、今年度につきましては、先ほどのお話もあったとおり、住宅用太陽光発電関係で5,000万円、それから、木質バイオマスの関係で500万円ほどを、この繰り入れた枠の中に組み込んでいただきまして、予算も、クリーンエネルギー全体で5,685万円が充たされているところでございます。

今回の住宅用太陽光発電の枠の拡大につきましても、こういった経済状況が悪い中で、我々のほうとしましても、ぜひとも増額をお願いしたいということであったわけでございますが、委員ご指摘のように、企業局からの繰入金を活用することによりまして枠が拡大できたというようなことで、活用させていただいたということに対しましては、大変感謝をしている状況でございます。

岡委員

この部分については、ここに丹澤委員がおいでになりますから、企業局からの繰り入れの経過についてはほとんど知っていると思ひますので、詳細についてお聞きしたいと思うところもあるんですが、いずれにいたしましても、調べてみたら、最初、とにかく1億円が出たときには、7,000万円以上が環境科学研究所に行ってしまうんですね。それで、問題じゃないかということで、代表質問あるいは一般質問などで質問してくる過程で、順々に、地球温暖化の問題の中の、森林の間伐などへシフトし、お金の使い方を変えてきたことは事実であります。

そういうことの中でもっと言うならば、今、5,600万円あるいは6,000万円という話をされておりますけれども、やっぱり県の中で使うお金でありますから、できるものならば、一般会計からでも出してもらって、7,000万円、8,000万円、1億円の金をクリーンエネルギーへ投入していくような姿勢がなければいけないと思ひますが、環境部長、その辺についてやっぱり積極的な対応が必要だと思ひますが、部長の考え方を聞いて終わります。

中楯森林環境部長 岡委員は、私が以前、総務委員会で一緒したときも、6年ぐらい前だったと思いますが、そのとき既に、太陽光パネルの導入に対して県は助成すべきだという発言をされておりました。最近になって、国のほうも力を入れてきて、これはいわばCO<sub>2</sub>削減と同時に、環境、観光、健康と、3Kと言っていますけれども、産業の育成、両方図っていく必要性から、国も補助制度を考えています。

県のほうも、再三、課長が申しあげましたけれども、国の補助制度や税制措置のない、いわばそのすき間への助成制度を考えて、現在のところはやらせていただいていると説明いたしました。おっしゃるとおり、CO<sub>2</sub>削減のために、こういった太陽光パネルの設置、あるいは以前、テレビを見ておりましたら、簡単な風力でもできるような一般家庭用のものを開発中とのことでございます。電柱を1本立てるだけで、ほんとうにコストが削減できて、家も傷めないでできるというようなものも、これから普及してくるのではないかと考えております。私の立場としては、クリーンエネルギーのための予算をできるだけ確保して、積極的に導入していくことを検討していきたい、そう思っております。

岡委員 ぜひ積極的な努力をお願いしたいと思っております。

( 休 憩 )

(明野最終処分場について)

岡委員 午前中に引き続いて、若干質問させていただきます。明野最終処分場について伺っていききたいと思います。

まず、昨年5月から稼働が始まった、搬入が始まったわけですが、現在までのこの1年間における搬入状況と、それから、今現状における収支状況等についてちょっとお尋ねをします。

守屋環境整備課長 今回の委員のご質問、一つは、1年間の搬入状況ということでございます。昨年5月21日から埋め立てを開始いたしまして、今年の5月20日までのこの1年間の搬入量は4,820トンでございます。これは当初の概算収支計画に対して12.2%になっております。それから、3月以降につきましては、料金の引き下げ等を行いまして、2月までの量の3倍以上の搬入量になっております。

それから、収支状況でございますが、当初、約1,800万円の黒字という話が計画ではございましたが、昨年11月、収支改善等の検討をさせていただいております経営審査委員会のご報告をいただきました。その中で、稼働5.5年間で約35億円の赤字が見込まれるという内容の報告をいただいております。

岡委員 大変失礼でありますけれども、一昨年の予算特別委員会の中で、この問題について、料金が高いのではないかという言い方で、私のデータを出ささせていただき、質問させていただいたわけでありまして。当時の今村環境部長は、「岡委員のデータが間違っている。私たちは関東近県の公共関与の最終処分場の金額を出している」と、こういう言い方をされました。実は私は、インターネットで調べて、全国レベルでの民間の金額を出させていただいて、

質問をさせていただいたわけでありまして、その間ずっと、1,800万円の黒字になると言い続けてきたわけでありまして。

今お聞きいたしましたように、34億5,700万円と言われているわけでありまして、いずれにいたしましても、35億円からの赤字が出ると予想されるわけでありまして。これについて当時の今村環境部長は、とにかく1,800万円の黒字になると、ずっと言い続けてきたんですが、この現実には、私はここへ当時の今村環境部長を呼んで、頭を下げさせたいと思いますが、それについて考え方を聞かせてください。

守屋環境整備課長 料金設定の方法でございますが、今、委員が発言されましたとおり、近県と言いましても、岩手から島根ですから、全国的な公共関与の最終処分場を9件、その全国平均を山梨県環境整備センターの料金の参考にとということで、ほぼ平均額を単価として設定してございます。ですので、結果的に35億円ということで、当初の見込みからは大変厳しい赤字が出たわけでありまして、当時の受け入れ料金の設定方法とすれば、同じ公共関与の処分場の単価を見ながらということで、当時の環境からすれば、妥当な料金設定であったと考えております。

岡委員 言うならば、赤字は県民の税金で埋めてしまうということになるわけでありまして、そういう考え方でいいのか、今から5.5年の埋め立て期間で赤字が出たときには、どうするつもりなんですか。

守屋環境整備課長 現在は、4月13日に全庁を挙げて、搬入量の増加に向けた取り組みを開始しまして、先般、公表させていただいたとおりです。それで、公共事業だとか、庁内でさまざまな事業で、適正な処理をするという観点からも、明野の最終処分場を活用いただくような取り組みもされております。しばらくの間そのような取り組みを続けて、搬入量増加を目指す。それから、県だけではなく、市町村、それから排出事業者、廃棄物の処理業者の皆さん方にも、いろいろお願いをして、搬入量を増加させる中で、明野最終処分場の有効活用を図るような取り組みを進めているところでございます。

岡委員 そもそもこの最終処分場を明野につくったところに問題があると感じています。浅尾まで行くのではなくて、最初は小笠原地区で決まったわけです。それがあの高いところにある浅尾まで行っているわけです。持っていくのが大変だと思うわけでありまして、非常に危険性の問題も出てくると思うわけです。それらこれらを含めて、やっぱり私は明野へつくった、そこに問題が一つあると思います。

あと一つは、やはり私が指摘をさせていただきましたように、金額についても絶対問題があると思っております。せっかく理事長が横内知事に決まったわけでありまして、そういう点で横内知事も、予算特別委員会の中で、「横内知事、今、部長と私でこれだけの長い間、時間をかけて討論したけれども、知事はどう思いますか」と聞いたところ、「事務方もそう思っているし、私もそう思う」と言ったんです。言うならば、金額がそれで妥当だと言ったんです。

だけど、実際問題として、建設ありきの過程の中で出てきた金額だと私は判断しているわけです。つまり、そのときにも、この搬入金額では圧倒的に高いのではないかと指摘したにもかかわらず、その指摘を全く聞き入れてくれなかった知事にも私は問題があると思う。

だから、事務方は今村環境部長を含めて、どういう算定の仕方をしたのかはともかくとして、公共関与の施設の搬入料金を参考にしたと言われれば、それでいいのかもしれませんが、しかし、現実問題として、既にその前からずっとみんな言ってきたわけです。高く、問題があると指摘をされてきたにもかかわらず、それを聞く耳を持たなかった県に、私は基本的に責任があると考えているんですが、まず、部長はどう考えていますか。

中楯森林環境部長 予算特別委員会の3年前のご議論は私も記憶がございます。この処分場は、たしか、平成6年から大変な長い時間を要して、いろいろな議論の中で昨年度にオープンさせていただいたという経過がございます。時間も要したということも1点でございますし、ごみそのものの量的な問題も、循環型社会が進んで、相当リサイクルも進んでいるという状況でございます。

過去いろいろあったことも承知しておりますが、そのときそのとき最善を尽くして、安全な施設をつくってきた。地元の皆さんにもいろいろご心配もかけてまいったわけでありましてけれども、それぞれ、そのときそのときは最善の努力をしてきたと思っております。

岡委員

この最終処分場をつくるに当たって、なぜ最終処分場が必要なのかという中で、考えていかなければいけない。つまり、今までの過程では、どうしても産業界が自県内処理をしなければならないという中で、ほとんど99%他県へ持って行ってしまっているという状況であり、やっぱりつくらなきゃいかんということで、公共関与のこの最終処分場をつくったことは事実だと思っているわけです。

しかし、そのつくる過程を含めて、今現在を考えてみて、とにもかくにも、産業界から横を向かれています。今、課長が言うように、産業界にお願いをして、全庁的な体制で取り組んでいるということです。つまり、言うならば、産業界がつくってくれと言ひ、なおかつ、県は、自県内処理をしなければならないという環境行政の中で当然につくらなければいけなかったと思うわけです。しかし、今現在、横を向かれていますのであるならば、私はやっぱりこれはつくるべきじゃなかったと、まずそう感じるわけです。

ですから、そういうことを含めて、やっぱり今までの経過の中で、金額を下げるなり、いろいろな点でもっと考えていかなければいけない。圧力をかけてと言ひ過ぎかもしれませんが、企業に、他県へ持っていかないで、明野へ入れてくれというような形で県が指導するということは、民間からするならば、押しつけられている、圧力がかけられていると感じると私は思うわけでありまして。そういうことを含めて、もっと根本的に考え直しをしていかなければいけないと思っております。

それから、先日、久方ぶりに私は視察に行っていました。私は前に3回ばかり行っていたわけですが、小笠原から浅尾へ移ったときにまず行かせていただいた。湯沢川でしたか、あそここのところの沢をずっと歩かせてもらいました。それから3回行き、先日、4回目に行ってきました。

稼働といひましようか、搬入されてから私は初めて行ったわけでありまして。そうしたら、まず、環境事業団でつくってありますモニタリングの観測井戸のデータがひどく上昇している。このことはもう既にお聞きになっていると思うわけでありましてけれども、グラフで見ますと大変な状況になっています。これらについてどういう判断をなされているのかお聞きしておきます。

守屋環境整備課長 今、委員のお話は、観測をしている井戸の電気伝導度のデータについてで

すね。

岡委員

はい。

守屋環境整備課長

水質検査につきましては、40数項目の汚染の度合いを調べるための観測をしておりますが、電気伝導度というのは汚染を示す度合いという取り扱いをしているわけではございません。ただ、汚染に対する応答性がいいということです。これは国の通知の言葉でございますが、何か汚染があったときに異常に反応する、例えば電気伝導度が5倍、10倍に増えたようなときには、直ちに何が原因か、項目を調べることになっていきます。ですので、電気伝導度が上昇したことが直ちに汚染につながるというわけではございません。

例えば放流水を流すことに限って言えば、薬品処理等をしている関係で、電気伝導度は上がるということではございます。ですので、電気伝導度は、あくまでも汚染の異常な数値に対する応答性がいいということではかっていものでもございますから、特にその数値が上昇、あるいは急激に上がったということが汚染につながるものではないと考えております。

岡委員

2月でしたか、例のシート59カ所に破損箇所が出た中で、一時、搬入をとめた経過があるわけですね。それらの過程の中では、その伝導度は全く数値が下がっているわけです。また搬入し始めて、ついこの間は大変な上昇になっています。課長の手元にまだ届いていないのかもしれませんが、また事業団で聞きながら調査をしていただきたいと思えます。

いずれにいたしましても、ほかの湯沢川の水だとか、それから、わき水というのはほとんど水平なんです。にもかかわらず、モニタリング井戸について数値が上がっているということは、やっぱり問題があるのではないかと。ほかのものについては、ほとんど横ばいなんです。それにもかかわらず、それだけが上がっているということになると、全く問題があると私は感じますけれども、いかがでしょうか。

守屋環境整備課長

ただいま、私のほうに、観測されている各井戸の電気伝導度、これは昨年の8月とことしの1月から2月にかけてのデータがございます。これによりますと、例えば、簡易水道の浅尾原水源深井戸、これが9.5に対して9.2ということで電気伝導度では下がっております。ほかの井戸につきましても、極めて上昇しているというデータは、今、私の手元にある半年のデータの中にはございません。

ただし、委員おっしゃるように、環境整備事業団の処分場の水を処理した後、河川に流す放流水につきましては、上昇傾向にございます。これは最終処分場での廃棄物が徐々に増えて、処理すべき項目が増えてきますと、それに対する薬品の投入も増えてきますので、そういう影響は今後出てきます。それにつきましては、今後、電気伝導度が上がるということはあるかと思えますが、基本的に今、委員がおっしゃった井戸につきましては電気伝導度がそれほど異常に上がっているということは見受けられないと考えております。

岡委員

課長、一番最近のデータを教えてください。

守屋環境整備課長

今、ここに幾つかの井戸のデータがございます。それでは、幾つか読み上げをさせていただきます。

岡委員長

課長、悪いですが、後でいいので、データをまず出してください。データの推移については、それからで。また後でやります。

では、次の質問です。私、この委員会は4年ぶりですから、時期的にちょっとずれている話もしなければならぬですけども、前には、明野は13品目入れると言っていて、13品目目が、例の一般焼却灰だったんですね。それで、13品目目の一般焼却廃は熔融化灰ではないからだめだということで、12品目を埋めるという説明を僕らはずっと聞いていたんです。

ところが、先日行ったら、14品目という形で、14番目が書いてあったんです。14番目が何かといたら、廃石綿だったんです。私は「あれ、おかしいんじゃないか」と言ったんですけども、どうも最近書いたようですね。よくわからないけれども、今年になって書いたとお聞きしたんですが、何で今まで書いていなくて、今度は書かれたのか、聞いておりますか。

守屋環境整備課長

廃石綿の取り扱いでございます。明野の公害防止協定では、廃掃法に基づく産業廃棄物20品目のうち12品目を入れていただくことになっております。廃石綿につきましては、例えば廃プラだとか、がれきなどの中に飛散性のアスベストが含まれる場合には、別途、特別管理産業廃棄物として位置づけるということになっております。ですから、あくまでも産業廃棄物の取り扱いとすれば20品目、そのうちの12品目の中に入ります。

ですが、料金表は確かに今、14品目でございます。それは、例えば廃石綿は体積が大変多うございますので、ほかの品目はトンベースで料金をいただいておりますが、廃石綿につきましては、体積当たりの料金をいただいております。ですので、実際にはがれきあるいは廃プラの部分で飛散性のものがあれば、それを特別管理産業廃棄物と位置づけて、体積が多いものであれば別料金を立てるということで、14品目にしてございます。

もう一つ、急に品目を入れたのではないかというお話でございますが、公害防止協定に基づきまして設置されている安全管理委員会におきまして、20年3月の委員会の中で、廃石綿等の受け入れについて説明し、ご了解をいただいております。その後、20年5月にも同じ説明をさせていただいております。あと、地元の方々にも説明が要るのではないかという話があり、地元の方々にも2回説明をさせていただいたと承知しております。

岡委員

わかりました。先ほど言いましたように、私も、ちょっと時間がずれていきますから。以前は、まず12品目でやったんですね。だから、18年、19年ごろの話だったと思うんですけども、今おっしゃるように、20年3月ということであることならば、それは私が勉強不足だったということであります。

あと1つ、今回行って驚いたのは、前は、北側にすばらしいアカマツ林があったんですよ。それが切られているんですね。地元の関係者にちょっと聞いたら、当局にも聞いたんですけども、いつか知らない間に切ってしまったということです。

どうしてアカマツ林を切ってしまったのかなと思ったんです。ちょっと余計なことになるけれども、環境科学研究所のアカマツ林をバサッと切ってしまったことがあるんですよ。すばらしいアカマツ林を。どうしてあんなところへ環境科学研究所を建てたのかという意見を私は言ったんですけども、いずれにいたしましても、やっぱり環境事業なら、環境ということからするならば、あそこの最終処分場の北側のアカマツ林をなぜ切ってしまったのか。

教えてください。

守屋環境整備課長 環境整備センターのほうからは報告がありました。そのアカマツの件につきましては、昨年の11月ごろ、伐採業務をしたいということで、それを請け負った業者が来たということです。ただし、その場所につきましては、地元の財産区所有の場所のアカマツであり、地元の方々が、アカマツからヒノキに樹種を転換したいということで切ったという話を受けております。現在、その部分につきましては、ヒノキが植林されていることを確認しておりますので、しばらくは、すきずきしたような景観ではございますが、地元の方々がこのような取り組みをすれば、いずれまた元のような樹相になると考えております。環境整備事業団が持っている土地ではありませんので、環境整備事業団が切ったものではございません。

岡委員 あそこは埋め立ての土を置いてあるところなんだけど、そこも含めて借りている土地のような気がしたんですが、あのアカマツ林のところは借りている土地ではないんですね。

守屋環境整備課長 覆土仮置き場については、委員がおっしゃるように借地の部分でございますが、さらにその北側ということで、そこにつきましては、地元の財産区の方々が持っている土地と承知しております。

岡委員 では、私ばかり質問しても失礼でありますので、きょうはこのぐらいにしたいと思います。先ほど部長から答弁をいただきましたけれども、基本的には、いろいろな面で問題があるわけですから、いつとも早く埋め立てを終了して、先ほど言ったデータをまた出していただきまして、それに基づいて話をしたいと思っております。いずれにいたしましても、公害問題を含めて、業者すらも横を向いているというふうなこの最終処分場については、私はいつとも早く埋め立てをして、終わらせたほうがいいのではないかと考えております。いずれにいたしましても、また今年1年間、この問題についてはいろいろな立場から質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

(次期最終処分場について)

では、続けて、関連しておりますので、お聞きしたいと思います。笛吹市境川の28ヘクタールに及ぶ、県あるいは4市が関係する最終処分場や中間処理施設等について、県にかかわる部分は約3分の1だと言われておりますけれども、この最終処分場についての現在の取り組みをお聞かせください。

守屋環境整備課長 境川で進めている次期処分場につきましては、全体で28ヘクタール、そのうち、私ども事業団が進める最終処分場、それから、甲府、甲州、山梨等4市のごみ処理組合が焼却施設の整備を進めています。現在、環境影響評価を進めているところでございまして、特にミゾゴイは希少鳥類ということで、4月から8月にかけて、その調査を特にやっています。

岡委員 希少価値のミゾゴイがという話、その前にはオオタカの問題も出たわけがありますけれども、いずれにいたしましても、5.5年で明野を終了させていただいて、即時、境川の処分場が稼働するような体制をとっていただきたいと思っているんですが、その辺について考え方はいかがでしょう。



守屋環境整備課長 次期処分場につきましては、4市、それから県で、それぞれ連携をとって進めていることとございます。県の取り組みが4市に対しておくれがないように、着実に進めていきたいと考えております。

岡委員 いいです。

(明野最終処分場について)

大沢委員 今、岡委員が処分場の問題を聞きましたので、関連をしながら質問をしてみたいと思います。ボタンの位置というのは、ちょっと狂うとかけ違いになって、大騒ぎになる。明野村の産業廃棄物処分場が一番いい例。今、岡委員が言いましたように、最初は小笠原地域につくることになっていた、それは昔の北巨摩郡の9カ町村の町村長が集まって、明野村のほうは避けていた。ところが、その9カ町村の町村長に一言も何も断りなく、県はいきなり浅尾に決めたわけです。明野村やほかのところには迷惑をかけませんということでやった。そのころから携わっていたから、経緯を一番よく知っているつもりなんです。そして、あそこへつくることになったら、ごたごたした。

ところが、そのときに影響が出たのが峡北のごみ処理場なんです。ごみをそこへ持っていきこうとしたところ、だめだということになって、それを各町村で埋めさせた。私が本会議で質問したところなんですよね。それは埋まったままなんです。でも、それに対しては、あれは峡北でやることですから、県は全然関係ありませんと。県がそうしたことで、峡北では捨てる場所がないから、各町村へ持ち回りで埋めさせて、そのままになっている。必要だけれども、嫌なものを持ってきたというのが実情。

今度、言っているのは、浅尾原のところへ、掘り出して入れようかということ。そう言っても、これは実現するかどうか。埋まったままで、水質が汚染されて、その下流に人間が住んでいる、田んぼをつくっている。その人たちにすれば、明野村と同じように苦しい立場に立っているんですよね。そのことは全然、県は関知しない。それは峡北でやるものだというのが今の現状なんです。

(鳥獣害対策について)

それで、本題の質問に入りたいと思うんですが、実はこの間、質問をした鳥獣害の関係で、農地を電柵などで囲うのは、これは農務だから、私のところではないということだった。山から来るシカなどに対してはここだと言うんですけどね。同じではないかと思うんですが、農務と林務の違いが出てきた。それで、私が質問する前に、川上村の話をしたら、川上村へだれか行ってきた人がいましたね。どう感じましたか。

山縣みどり自然課長

今、委員がおっしゃったように、先日、委員から川上村のお話を聞きまして、みどり自然課長と森林整備課長の2人で川上村の視察に行っていました。見た感じでは、私が当初描いていたイメージよりはかなり広範囲にわたって柵が囲ってあるなという感じを受けました。

大沢委員

柵が囲ってあるなど、それだけ感じたんですか。冒頭申し上げたように、ボタンのかけ違いという話。私は、山梨県の鳥獣害対策と川上村とは、対策のやり方が違うということを見てほしかったんです。

長野県川上村は、山を含めて、面積にすると2,000ヘクタールあり、その半分を柵で囲っている。農地だけでなく、山も囲っているんだね。です

から、あのやり方というのは、先ほど言いましたように、産業廃棄物と同じように、一步間違えば、大変なことになる。川上村は、レタスをつくり、キャベツをつくり、白菜をつくっている、いわゆる野菜の村です。米を1つもつくっていない。それをシカに食われてしまったら、生産が成り立たないし、生計が成り立たない。だから、村を挙げて何とか守らなければ困るということの違いなんです、山梨県とはね。

山梨県でやっているのは電柵なんです。それで、ぜひ考え方を新たにしてもらいたい、長野県の人たちは、山梨県とはちょっと考え方が違うんじゃないかと思う。電柵の高さは1メートルちょっとですね。シカは2メートルになると越さないそうですが、1メートルちょっとでは、越すそうです。その辺の違い。それから、もう一つ、電柵の欠点というものをおわかりになりますでしょうか。私は7人ぐらいに聞いたんですけども、どうですか。

#### 山縣みどり自然課長

先ほども申し上げたように、実際に川上村を見てきまして、面積的にも広く囲ってあるということと、確かに高さも、私が見た感じでは、高いところで2メートル近いものもありました。今、鳥獣対策は、委員も最初におっしゃったように、農業被害は農政部、全般は私ども森林環境部でやっておりますけれども、当然、森林環境部が部局の縦割りを超えて、総合的に鳥獣害対策を推進する立場にありますので、私どもは農政部のほうからいろいろ資料はいただいております。

20年度末の実績ですけれども、県内の農業被害の防護柵の総延長が860キロメートルぐらいになっています。そのうちの半分以上、550キロメートルが電気柵ということでございますけれども、委員がおっしゃったように、電気柵の場合は、柵を設置しただけではだめで、その後の維持管理をきちんとしないと本来の効果は出ないという話は私たちも聞いております。ですから、単につくるだけではなくて、その維持管理を含めまして、より有効、効果的に活用できるように柵を維持していく、そういうことを私どものほうからまた担当している農政部の関係課には伝えたいと思います。

#### 大沢委員

今言ったようなことを、一応知っているんですよね。だから、明野村と同じように、人の意見を聞いていないということ。見回りも忙しくてできないというのに、山梨県で電柵をやっているようだけでも、あの周りの草をいつも刈らなければだめだということです。枝が1本、繊維でも当たれば、絶縁する、電気が流れなくなってしまうんですね。だから、いつも、枝が垂れないように、草がさわらないようにということを見て歩かなければ、電柵の意味がないということなんです。私はこんなことを言いましたよ。それを知らながらやっているから、あっちこっちで線に電気が通じていなくて、シカもなれてしまった。柵をさわってもしびれない。そう思って、堂々と入ってきてしまうという欠点があるんですね。

だから、長野県ではそういうことを考えた結果、川上村では、山なりに柵をずっとつくった。谷があれば、それにうまく合わせ、とにかく2メートルは維持して、村全体を山の中までずっと囲ってありましたよね。あれでは、シカが入ってこられない。いわゆる、ほんとうに守ろうとしている。今の話ではないけれども、命を守るためにはどうするのかと同じように、野菜を守らなければ生活していけないから、一生懸命なんですよね。だから、あれは土地改良事業としてやったんですよね。だから、村の負担金は一銭もなかったということでやったんですよね。100キロにわたって、万里の長城みた

いにずっと続いている。やっぱりああいうことをしていかなければ、ほんとうに鳥獣害の対策にはならないと思うんです。

電柵は進めてもらって、ただ、同じ金を出すなら、電柵よりもあれのほうがずっといいと思う。同じ金をかけるならね。そうすると、やっぱり今言ったように、上がとがったものにしてあったりすると、例えばほかの動物が上から来ようと思っても、とても痛くて、越すことはできない。それから、金網も強いから、破ることもできないということで、ほかの野生動物も入ってこないということなんだね。これからは電柵よりも、やっぱりああいうものも、やる必要があると思うんですがね。

この間も言ったように、知事の言う、部局横断というようなことをやらなければ、電柵は農務でやってくれ、おれはこっちだということではなくて、やっぱり同じ野生動物の駆除をやるならば、両方でよく話し合いをして、効果的なものをする必要があると思うけれども、どう思いますか。

#### 山縣みどり自然課長

確かに、県内でも、今、委員がおっしゃったように、土地改良事業、畑総とか、あるいは中山間地域総合整備事業でやるというのは事実でありますけれども、つくるだけでは、特に電気柵はあまり効果がないということです。日ごろからの手入れが必要だということは、委員のご指摘をまた踏まえまして、農政部の関係課には伝えます。

またそれ以外に、先日の委員の質問に対する知事答弁でありましたように、私どもが中心になりまして、庁内の横断的な組織を立ち上げていく予定になっております。それは庁内だけではなくて、庁外の、例えば農協関係あるいは林業関係の団体、あるいは猟友会、もちろん市町村も含めまして、総合的な組織を立ち上げて、鳥獣害対策に万全を期していくつもりでおります。ぜひその点、ご理解をお願いしたいと思います。

#### 大沢委員

それから、もう一つ、信州峠を越えて、川上村へ入ってすぐ左側に、川上村植樹祭会場というのがありますね。あの場所はかつてカラマツがずっと植えあったんだね。そのカラマツを全部切って、ドングリの木を植えてある。広葉樹というのは、食われてしまう。やっぱりカラマツならば、野生動物は食べることができないから、結局、そういうものを植えることによって、野生動物が山に住んでいるということだと思うんです。今言った、植樹祭の会場をごらんになりましたかね。広葉樹が植わっていたんですね。ああいうこともぜひこれからも進めていただきたいと思うんですが、どうでしょう。

#### 江里口県有林課長

委員のご指摘の、信州峠を下って、少し行ったところの左側に、平成16年の地区の植樹祭という看板が立っていて、そのカラマツの林を伐採して、ブナの木を植えているという状況は確認しています。我々が見て、ブナの木自体がやはり野生鳥獣、多分、シカか何かにかかり食われているような状況も確認しています。

県有林としても、広葉樹の森づくりということで積極的に造成させていただいています。特に富士山の森づくりということで、昔、虫の被害で、富士山の100ヘクタール以上の森林が枯渇したところがあります。今、そういうところについては積極的に広葉樹の森づくりをさせていただいて、ウッドガードという形で、シカの食害にならないような施設もつくりながら、造成しています。そこは一般の地域の方々、ボランティアの方々に苗木を植えていただくというようなこともあわせて、多様な森づくりを進めているところ

であります。

(処分場にかかる水質調査について)

大沢委員

それでは、川上村のノウハウについては終わります。

前のときにも言ったんですけどね。明野村、それから、峡北地域に五、六カ所埋まっているもの、その場所や塩川ダムの上流、あるいは小森川のところにある産業廃棄物、あそこから出ている浸透水の検査を、月1回でなくて、しかも1つの業者でなくて、ほかの業者も入れて検査させないと、ということを上上げたんですが、実はいまだにそれが実行されていないので、ぜひ1カ所の業者が検査するのではなくて、やっぱり数社に検査してもらおう。

出てくるデータはみんな同じなんですね。去年もこうでした。今年もこうでした。変わっていませんから、変化ありませんと。変化が出てからでは遅いんだよと。変化が出たら、山も、人間も困る。これは消すことはできないんだよということで、何カ所か他の業者にも検査をさせるようにというお願いはしてあるけれども、相変わらず1つの業者がやっている。競争入札でやっていますから心配ありませんと言うが、競争入札をやっているんじゃない。ほかの業者も入れれば、おそらく数値は違うだろうと思うんです。

それにあわせて、日向の処分場のところから出ている浸透水を、月に1回、よくあそこまで行って、だれがどこの水を持ってくるかは知りませんが、よく検査ができますね。あそこへ行くには、大変な努力が要すると思いますよ。道路は石ころだらけですから、車が入れるわけではない。検査する浸透水が出ている場所まで、業者が毎月毎月よく行けるなど、その辺ちょっと怪しいんですよ。出てくるデータは同じですからね。前と変わっていません、前と変わっていませんということですからね。ぜひそんなことで、これも明野と同じように、厳重にきちんと検査をということで、1つの業者でなくて、ほかの業者も入れて、検査をしろということに対して、最後に部長から答弁を聞いて終わりにします。

中楯森林環境部長

鳥獣害対策について初めて知事も答弁をしたわけではありますが、部局横断的といいますか、庁内・庁外関係者をすべて含むような協議会的なものをつくって、捕獲の技術の開発から対策まで、今後、情報を共有しながらやっていこうということをお願いしたので、早急に、夏までぐらいには取り組んでいこうということでございます。

それから、一般廃棄物の灰、あるいは産業廃棄物の過去、現在の廃掃法が施行される前に、1,000平米、3,000平米以下はそれでよかった時代の話が多分、委員はされたと思っておりますが、一般廃棄物につきましては市町村が検査をしている。それから、産業廃棄物については定期的に検査をして、安全性を確認し、生活環境に影響のないように、最善の努力をこれからもしていきたいと思っております。

大沢委員

浸出水の検査は一度ですか。

中楯森林環境部長

私はそこはよく承知しておりません。私どものほうでは、それは十分しっかりやっていると承知しております。今後とも安全性を極めていくようにしっかり指導していきたいと思っております。

守屋環境整備課長

日向処分場につきましては、県職員が採取をして検査しておりますので、その辺は自力で執行するというので、適切な分析をしていると承知してお

ります。

(明野最終処分場について)

丹澤委員

明野村の最終処分場についてお尋ねをいたします。人は起こしたことによって非難されるのではない、人が起こしたことにどのように対応したかによって非難されるというのが危機管理の要諦だそうであります。ところが、起きてしまったこと、県職員が、皆さんの先輩がやってきたことに対して、ここにいる人たちの中にはだれも、その責任をずっと貫いてきた人はいない。先輩がやってきたことを引き継いでここへ来ているわけですから、これにどう対応していくのか、しっかりと対応していくのが、今、ここの職責にいる人の仕事だと思うわけであります。

先ほど、岡委員からは、赤字になるから埋めてしまえという話がありました。まずここからしっかりとどうするのか、そういう方針も出さなければ、この議論というのは難しいと思うわけであります。産業廃棄物の自県内処理という方針は、国でも山梨県でも同じ考え方ですか。

守屋環境整備課長

全国でも他の県からの持ち込みについては、その市町村などで事前に同意を求める動きが非常に強まっています。おそらく、産廃でいけば35県で事前の同意をとるという状況であります。ですので、そういった意味では、自県内処理が全国でも今後強まっていくことが想定されます。

丹澤委員

自県内処理ということは、山梨県としては他県からは持ち込ませないということですが、要するに、今現在、これだけの産廃業者があるにもかかわらず、明野に持ち込まないということは、受け入れる県が、まだ幾つかあるということですね。

守屋環境整備課長

事業団のほうでも最終処分場の営業活動をする中で、他の県にルートの確保をしているという業者さんも多々あると聞いております。

丹澤委員

それで、将来、全く自県以外のものは搬入を許さないということになってしまうこともないわけですか。

守屋環境整備課長

公共関与の処分場につきましては、自県内処理ということで、県内の廃棄物を処理するというのを考えております。

丹澤委員

全国的に見ても、ああいうものをつくるわけですから、自県内のものは仕方ないということで受け入れをしてもらっていると思うんです。では、明野の産廃施設につきましては、現行の料金で23万トンが満杯になったら、幾らの収入を見込んでいるわけですか。

守屋環境整備課長

当初の概算収支計画でいけば1,800万円の黒字ということでございましたが、現在の搬入率は相当下がっておりますので、今のベースで私どもは推計をしてございませんが、今後、搬入量の増加を図る中で、そのような推計をしていきたいと考えております。

丹澤委員

僕の聞き方が悪かったかもしれません。当初の1,800万円の黒字が出るというときの料金収入は、23万トン全部入ると、49億円の料金収入があると見込みましたね。この間、経営審査委員会では、料金改定をして23

万トン満杯になったら、幾ら赤字になると見込んだんですか。

守屋環境整備課長 昨年11月の経営審査委員会の報告によりますと、35億円の赤字ということでございます。そのときの料金収入は約15億円でございますが、ただ、それは料金の改定前でございます。料金を改定後は平均18.8%を引き上げておりますが、品目によっていろいろ単価が違いますので、それに対応した収入金額は推計してございません。

丹澤委員 そうすると、当初、県が算定をした49億円の料金収入があります。よって、1,800万円の黒字になりますと胸を張って本会議で知事が答弁をしたものを、数カ月後の経営審査委員会では、15億円しか入らないと。49億円入ると想定したものが、全部入っても15億円しか入らないということですよ。

そうすると、どんなに努力しても、この明野の処分場は絶対赤字なんだと。先ほど課長にお聞きしたら、山梨県は産業廃棄物の最終処分場が絶対に必要なんだということです。絶対に必要な施設だけど、一生懸命頑張っても、先ほどの計算でいくと、収入の49億円が15億円になるということは、料金収入に関してだけでも34億円が赤字になってしまう。これはもうだれが負担するものでもない。必要な施設ですから、県が負担することは当たり前だと、こういうことですね。

守屋環境整備課長 最終処分場につきましては、産業界の振興においても、県民の環境の保全におきましても必要な施設でございますので、公共関与で整備をすることに変わりはございません。

丹澤委員 そうすると、これは絶対に必要な施設であって、赤字のこともこれはもうしょうがない、つくった以上は県が補てんしなければならないということですから、いかに赤字幅を縮減するかであって、黒字にするなんていうことは望むべきでもない。

問題は、5.5年しか埋め立て期間がないということですがけれども、平成15年の県の産業廃棄物実態調査によりますと、発生量が173万9,000トン、これに対して、最終処分をするごみの量は、業者に委託して埋める量が5万トン。この最終処分率は、173万9,000トンの発生量に対して2.9%ということになっていますね。5年ごとにこれを調査すると思うんですけども、20年度の発生量、最終処分量、最終処分率を教えてください。

守屋環境整備課長 平成20年の産業廃棄物実態調査報告がございまして、それによりますと、発生量は161万7,000トン、それから、委託によりまして最終処分をする量は2万4,000トン、発生量に対する委託の最終処分の割合が1.5%ということでございます。

丹澤委員 今のお答えですと、ごみは、173万9,000トンが161万7,000トンで、12万2,000トン減っただけですよ。12万2,000トン減っただけにもかかわらず、最終処分する量は5万トンから2万4,000トンになってしまった。それで、2.9%の最終処分率が、1.5%と、半分になってしまっている。たった12万2,000トンしか減らないのに、最終処分場へ行く率は半分になった。最終処分するごみがなくなってしまっ

いるわけですね。

今、明野村に入れるごみが5.5年で23万トンが全部埋まるということになると、どういう計画だったですか。

守屋環境整備課長 23万トンを5.5年で埋めていくというのは、1年目が3万6,000トン、2年目が4万トン、3年目以降は4万4,000トンということで、4万4,000トンをベースに、初年度は2割減、次年度は1割減というような推計で、5.5年で23万トンという計算をしております。

丹澤委員 ごみが5万トン出ていた時代に、産廃の中間処理業者に聞いた。「なぜ県へ入れないんですか」「いや、県に入れたくても、もし万が一県で何かあったときに、私たちは業者として多様な埋め立てのルートを持っておかないと商売が成り立たない。100%明野に運ぶなんていうことはあり得ないことなんだ」と。最低でも2カ所、多い人は5カ所ぐらいのルートを確認しておかないと入れられないということなんです。

そうすると、そもそも5万トンしかないときに、4万トンも明野へ来るなんていう計画、これは何を根拠にはじき出したのか。5万トンのうち4万トンといたら、山梨県の8割が明野へ持っていくということを想定していた。まして、今、話を聞きますと、20年度に出ているのは2万4,000トンと言っていましたね。2万4,000トンしかないのに……、これが全部来るわけではないんですよ。先ほど言ったように、多くても半分で、山梨県中でごみを集めたって、1万2,000トンしかない。これが5.5年で埋まるはずもない。これ、どうなるんですか。

守屋環境整備課長 今、委員の話のとおり、20年度の推計は2万4,000トンということでございますので、これが続いた場合には当然、5.5年やっても、完全には埋まらない。それから、11月に報告がありました経営審査委員会の報告でも、確かに委員ご指摘のとおり、県外へ持っていく分もあるんだという話がありました。しかし、少しでも今の最終処分場を有効活用する観点から、現在、搬入量の増加に努めております。

それから、今回の2万4,000トンというのは、景気、経済の低迷ということも加味したものと考えれば、今後、経済の回復の動向も見ながら、ある一定の時点で推計をして、今後の処分場事業のあり方を検討していきたいと考えております。

丹澤委員 今の2つのことに対してお尋ねしたいんですけれども、「精いっぱい努力します」とのこと、それはほんとうに大変だと思いますけれども、精いっぱい努力しても、全部集めても2万4,000トンしかないんですよ。とても5.5年では埋まらない。まして、先ほど言ったように、中間処理業者は、1社ではだめだと。何社か確保しておかないと、万が一のときに危なくて、処理業はやっていられないと言っているときに、いくら努力して全部集めたって2万4,000トン、最高に入っても半分の1万2,000トンしかないわけですから、どう見ても、あとの残りの4年間で明野が満杯になるなんていうことは絶対にあり得ない。当然、残りますよね。残ることは認めますか。

守屋環境整備課長 経営審査委員会のご報告にもありましたとおり、このままの状況が続けば、そのような見込みは確かだと考えています。しかし、可能な限り、それに近づくような搬入量増加の努力は、全庁を挙げて取り組むこととしておりまし

て、県内の経済界、廃棄物業界、市町村等に現在、協力をお願いしながら、その取り組みを進めているところでございます。

丹澤委員

では、経済が好転すれば、この2万4,000トンが昔の5万トンになる、倍になると言っているけれども、最終処分率の2.9が1.5になったということは、経済がよくなって量は増えるかもしれないけれども、最終処分率というのは変わらないんですよね。最終処分率が1.5のまま、5万トンを確保するということになりますと、ごみの量が倍にならないと、160万トンが倍にならないと出てこない話なんですよ。

もう一つは、経済の動向によって、埋め立てる量がうんと増えると。埋め立てるものが、最終処分場へ回っていくものがうんと増えていくんだということですか。

守屋環境整備課長

リサイクルの推進によって、最終処分率が下がったということでございますので、これは委員のお話のとおり、傾向とすれば、そのような方向にあるということは確かだと思います。しかし、5.5年で赤字を可能な限り縮減していくという努力については、県もその責任は大きいものでございますので、その取り組みを愚直に続けていきたいと考えております。

丹澤委員

何度もしつこく聞いて申しわけないけれども、もう明らかに埋まらないということは認めたわけでしょう。5.5年で埋まらない。埋まらないということは、その先はどうなるんですか。これは、地元にも協力していただいてせっかくつくった、大事な、大事な、35億円もかけてつくった施設ですから、これを大事に使わせていただくということであれば、埋まらないんですから、期間を延ばさなければならぬのではないですか。そうすると、そこはどう考えているんですか。

守屋環境整備課長

また繰り返しになってしまうところもありますが、現在の取り組みを進めて、搬入量の増加を進めて、一定の時期には、その後どのようにすべきかを検討した上で対応していきたいと考えております。

丹澤委員

ここでお尋ねをしているのは、境川へもリンクしているんですよ。今、5.5年の間で埋まると想定している量、明野に搬入される量というのはどれぐらいになるんですか。

守屋環境整備課長

明野の全量が埋まったときの想定トン数は、23万トンでございます。

丹澤委員

そうすると、5.5年で、今の運んでいる状況から、今の実態から見て、どれぐらい埋まりますか。

守屋環境整備課長

昨年11月に経営審査委員会でご論議いただいたときには、5.5年で約8万3,000トン埋まるのではないかとのご報告をいただいております。

丹澤委員

今、23万トンで8万3,000トンですから、4分の1強ということになりますね。そうすると、5.5年で4分の1しか埋まらないということは、埋め始めてから最終までは20年かかるということですよ。単純に計算して、それで間違いなければ、20年かかる。そうすると、埋め立ての終了から15年ぐらいたたないと、明野は満杯にならないということですか。



守屋環境整備課長 経営審査委員会の数字から推計しますと、委員ご指摘のとおりだと考えております。

丹澤委員 経営審査委員会ではそのように出しているけれども、県としてはまだ認めていないということですね。

守屋環境整備課長 経営審査委員会のご報告を十分に踏まえて、なお一層、赤字が縮減できるように、現在のところは搬入量の増加に努めていきたいと考えております。

丹澤委員 境川については、今、岡委員が質問したら、23年に環境アセスが終わると。終わったら、そこから用地交渉を始めるということですがけれども、もし仮に、明野がこのまま延長をすれば、こちらはまだ15年も余裕があるにもかかわらず、境川をつくらなければならない。明野のときには、国の補助金をもらって、国の補助金と県の補助金を合わせて13億円か16億円ぐらい出しているんですよ。

そうすると、境川については、その補助金もモデルでもらってしまっているから。今度は、すべて自前。明野ですらも、国の基準の10倍と言われているけど、少なくとも明野と同じ安全基準以上のもの、これが最低ラインです。国の安全基準の10倍の装備をして、明野の処分場をつくったわけですよ。そうすると、境川だって、少なくとも明野と同じものをつくってくれということになりますと、きっと莫大な費用がかかる。そして、莫大な労力をまた費やさなければならないということになるわけですから。

明野をどうするのかということを見きわめて、それはどこまで行って見きわめるのかわかりませんが、5.5年が5年たったときになって、「実はすみません」ということではきっとないと思うけれども、知事も本会議で「期限延長については地元の理解を得たい」と言っているわけですから。これでは、鳩山さんが普天間に行って、「やります。やります」と言って、地元へちっとも行かないのと同じことになってしまう。なるべく早く結論を出して、しっかりと明野に理解を求める。

関西電力が美浜原子力発電所をつくったときに、こういう報告書を見たんです。ああいう迷惑施設をつくるときに何が必要か。うそをつかない。誠実に向き合う。そして、相手の話をよく聞く。将来を正しく見通して、しっかり話をする。話すことに一貫性がある。これが反省として、関西電力がつくった本の中に書いてあるんです。だから、まさに、うそをつかない。相手の話をよく聞く。将来を正しく見通す人がリーダーになる。話すことに一貫性がなければだめだということです。

ところが、今、話を聞いていると、5.5年しかないのにもかかわらず、まだまだ「努力します」と言っている。早く結論を出して、誠実に明野の人たちと向かい合って、理解をいただくようにしていかないと、せっかく長い年月と多額の経費をかけてつくったものを、財政が赤字になるからやめるということは選択肢にはない、これは絶対ないわけでしょう？ 財政が赤字になるからやめるのではなくて、これをいかに大事にするかということだと思っています。

そういうことで、今ここで課長さんにいくら聞いても、課長さんには判断もつかぬことがたくさんあるでしょうから、森林環境部長さんの姿勢を伺って、終わりにします。

中楯森林環境部長 2月の知事の所信表明でも、埋め立ての努力をしばらくして、また地元とご相談をさせていただきたいということも申し上げてまいりました。一方、北杜市の議会の議決もございました。搬入量の増加などの経営努力を一層しろと、そういったことをまずすべきではないか。赤字、赤字ということだけを言うのは非常に拙速であると。そのようなことを踏まえたご議決もいただいたところであります。したがって、委員ご指摘の点は私どもも十分理解もできますが、いましばらくはこの努力をさせていただきたいと思っております。

5.5年という年数もございます。一方で、リサイクルも進んでいるという実態も十分承知もしております。そのまた一方で、一般廃棄物の問題も、境川問題も控えております。私もこの職について、4月1日から、24時間とは言いませんけれども、毎日悩んでおります。地元の方々、県民の方々が理解できる方向が出せるように、今後も努力をしていきたいと思っておりますので、ぜひ今後とも、この委員会のご指導やご協力をお願いしたいと思います。

(県産木材の需要拡大について)

皆川委員

県産木材の需要拡大策についてお伺いしたいと思います。

輸入木材は、大変重量もありまして、その輸送過程で二酸化炭素、CO<sub>2</sub>を非常に大量に排出することはご承知のとおりです。そういうことで、京都府では、ウッドマイレージという観念を持ち、住宅を建設するとき京都府で認証された木材を使って住宅をつくった場合には、これはいろいろな効果がある、とりあえず輸入木材に比べて、二酸化炭素の排出量が40分の1になるということです。したがって、非常に環境にもいい、地球温暖化対策にもなる。このようなウッドマイレージ制度というものがあるんですけども、これについて、たしか私が9月議会ぐらいで質問をしているんですが、その後、本県ではどう対応しているか、お話を聞かせてください。

大竹林業振興課長

ウッドマイレージについてのお尋ねですが、本県では、昨年、京都府の職員を山梨県にお呼びしまして、森林総合研究所で関係者を集めて、研修会をいたしました。現在は、山梨県木材協会を中心に、生協の関係者とか建築士が集まりまして、ウッドマイレージの計算方法の検討だとか、今後、県産木材、甲斐の国の家づくり等でウッドマイレージをどうやって生かしていくか、そういう検討を今、民間レベルで行っているところです。

皆川委員

民間レベルでやっているんですか。今、県自体はそれについては全然研究していないのですか。

大竹林業振興課長

今のところは、森林総合研究所の普及員がその検討会に加わりまして、今後、どのように客観性を持ったウッドマイレージの数字を出していくか等、民間だけではなくて、林務の普及員も入って検討しているところでございます。

皆川委員

この制度は、すばらしいと思うんです。今、建設業界も非常に低迷しておりますので、なかなか新築がないということで非常に困っている状態なので、そちらのほうにも効果が出ますよね。というのは、ウッドマイレージが認定された場合は、みどりの交付金ということで5立方以上であれば、1立方につき1万円交付される。これ、大きいですよ。その1万円が建設業者へ行

くのか、あるいは施主のほうへ行くかはわかりませんが、いずれにしても、そういう形の生きたお金を使うということによって、厳しい建設業界も活性化してくる、また、温暖化の防止にも役立つ。どこも損がないわけです。こういう制度があることがわかっていながら、民間レベルに任せておかないで、いいんですかね。これ、認識が違うのではないですか？

大竹林業振興課長 委員におきましては、民間という言葉のイメージが強かったかもしれませんが、国の森林総合研究所等関係機関とも連絡をとる中で、先ほど申しましたような県の木材協会、生協関係者と情報交換を密にしながら、意見交換をしております。日本全国では、多分、京都府だけがその補助制度を今やっているといると思うんですが、そんな状況や事業の成果を見つつ、今後検討していく部分もあろうかと思えます。

それで、先ほど、民間でという言葉のイメージがちょっと強かったかもしれませんが、県も2年ぐらい前から民間と一緒に共同歩調で検討しているというふうにご理解をお願いしたいと思います。

皆川委員 わかりました。山梨県はすぐれた森林県だと思います。だから、ほかの県はともかく、京都府がそういういい例を出してくれているんだから、もっと前向きに真剣に取り組んでいただきたいと思うんですけれども、その辺の姿勢を林務長に聞いて、終わります。

岩下林務長 確かに今、木材産業あるいは林業が衰退する中で、県産材をいかに使っていかということが大きな課題になっております。今、委員のおっしゃるように、遠くから運んでくるということになると、二酸化炭素もたくさん出る、逆効果だということでございますので、県産材をできるだけ県内で使うようにすると、この取り組みに一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

皆川委員 ウッドマイレージ制度はどうですか？要するに、この制度、進めるということだね。

岩下林務長 ええ、この制度についてもよく研究してまいりたいと思います。

皆川委員 いいです。

(地球温暖化対策実行計画の推進について)

安本委員 地球温暖化対策の実行計画の推進についてお伺いします。昨年、平成21年3月に県としてもこの実行計画を定めて、長期的には、2050年のCO<sub>2</sub>ゼロやまなしを目指して、県内でのCO<sub>2</sub>の排出量なしということでビジョンを掲げて、また、2012年、それから、20年の、短期、中期の目標もあるわけです。1年がたち、本来なら、削減量がどれぐらいですかとお伺いをしたいところなんです、この削減量というのはなかなか出てこないものなそうなので、それはまたにしまして、きょうは対策の中身について、どのように進められているのかお伺いをさせていただきたいと思えます。

1点目は、CO<sub>2</sub>の排出抑制対策についてです。産業部門と民生部門業務系については、実行計画の中でも、全国に比べて山梨県は伸び率が高いというようなことも記載されております。その対策として、CO<sub>2</sub>の排出事業者に温室効果ガス排出抑制計画制度の推進をしていくことが施策として掲げられています。一定の量を排出する事業者については計画提出の義務づけ、

それから、一定量以下については任意だと承知をしております。昨年、新聞報道で、義務づけ業者については着実に計画が提出されていると聞いておりますが、義務づけされているほかでの、現状を教えてくださいと思います。

小野環境創造課長 地球温暖化対策条例で義務づけている排出抑制計画の提出状況をというご質問でございます。この地球温暖化対策条例におきましては、年間のエネルギー消費量が原油に換算いたしまして1,500キロリットル以上使っている事業者を特定事業者と言っております。この特定事業者からは、3年計画でございますけれども、排出抑制計画を提出するように義務づけをしております。1,500キロリットル未満の事業者につきましても、任意でこの計画を書きいただきたいと思います、出していただきたいと思いますところでございます。

義務づけをされている特定事業者は、昨年度におきましては県内に101ございまして、事業所の数とすれば、107の事業所が対象となっております。義務化の事業者と合わせまして、9月の中旬までに任意で提出した事業者が5つございました。合わせて106の事業者につきまして、今、委員がご指摘にございましたように、昨年の10月に記者発表させていただきました。

そのときの数字でございますけれども、基準年でございまして20年度に比較いたしまして、目標年度である3年後の23年度に、全体で0.6%を削減するという状況でありました。このうち、特定事業者だけの分についていますと、101事業者でございまして、0.5%の削減になっているという状況でございます。

その後、我々のほうでも、任意で取り組んでいる事業者につきまして積極的に働きかけを行いました結果、今年3月までの昨年度中に、この計画を任意で出していただいた事業者は29ございました。この29の、任意で出していただく、いわゆるトライアル事業者でございますけれども、基準年に比較いたしまして、3年間で取り組んでいただける削減量は9.2%という状況になっております。

安本委員

義務づけのほうは当然ですけれども、任意でトライアルでということを出されている事業者についてはぜひ、こうやって努力されているということで、県のほうからも、事業者の了解を得た上で、広報していただければと思います。

それから、民生部門の家庭系ですけれども、この実行計画策定中だったと思いますが、地球規模の温暖化対策といいましても、山梨県は特に運輸部門、車、マイカーの所有率が全国で3番目に高いということですから、家庭系も全国に比べて高いということで、大きな地球温暖化対策と言いながらも、やっぱり一人一人の県民の方がどういう意識を持って取り組んでくださるかということがすごく大事なので、ぜひそういう家庭系のところについても力を入れていただきたいと思います、委員会で質問させていただきました。

一方的に、自分の家の電気使用量をチェックしてみましよう、ではなくて、やっぱり県民の皆さん一人一人が環境対策でやったことが、山梨県として、どれぐらい効果があったのかということフィードバックできれば、励みになるんじゃないかというようなことも提言させていただきました。

県民の方の環境意識は非常に高いと思っております。例えばごみの分別収集にしても、どこの家庭を見てもしっかり取り組んでおられますし、また、

ノーレジ袋も、当たり前になるぐらい、皆さん、今、マイバッグに変わってきています。また、今、こういう景気が低迷しているときですけれども、環境税というものに対する理解もあるのではないかなど、思っております。一人一人の県民の方にやっぱり地球温暖化対策を意識していただいて、ガソリンの使用量とか電気の使用量等について心がけていただくということが、一番大事ではないかなと思います。

そのときの質問の答弁は、チェックシートを全家庭に配布するという答弁だったようですけれども、配られただけであまり盛り上がりなかったなとも思っております。昨年は全家庭に、我が家にも届きましたけれども、環境家計簿というものがありました。家計を守っている、我が家の場合は主婦なんですけれども、1年間通してどれぐらい節約できたかということが目に見えれば、それはいいことだとは思いますが、県として、環境家計簿の取り組みにしても、効果があるようなことをもう少し考えていただけないかと思っております。

今年度、民生部門家庭系について、どういう取り組みを考えられているのか、なされているのか、お伺いをします。

小野環境創造課長 家庭系における二酸化炭素の排出削減対策ということでございます。今、安本委員のお話の中にもございましたように、やはり家庭におきましては、県民一人一人がそういった意識を持って、エネルギーなどをできるだけ使わないように、我慢をするのではなくて、むだを省くということでエネルギー使用量を削減していくことが大変重要でございます。

このため、お話にもございましたとおり、これまでも各家庭でつけていただきたいということで、環境チェックシートとか、昨年度は全世帯に環境家計簿をお配りしました。それをまた県のほうに提出していただき、県でも分析をしたいと実は考えていたところでございますが、昨年度の環境家計簿につきましては、多くの方に取り組んでいただき、提出していただくまでには至りませんでした。

今年度につきましては、同じように環境家計簿がございましたけれども、これを各家庭ではなくて、県のホームページで周知をしたり、いろいろな団体等を通じまして、取り組みをしていただける方に配布していこうと考えております。

また、昨年度の反省点も踏まえまして、例えば一つには、昨年度の環境家計簿につきましては、3月から6月までの4カ月間を指定いたしまして、その間で取り組んでくださいというお願いをしたんですが、その4カ月間、領収書をとっておくといったことがございますので、なかなか長くてできなかったということがございます。

そこで、今年度につきましては、期間を、最低2カ月やっただけであればいいですよというようお願いをするとともに、期間も7月から12月までの間の6カ月間のうちの自分が取り組みやすいところをやっただけということによって改善をしました。2カ月だけであれば、効果がわからないのではないかなというようにご指摘もあろうかと思っておりますので、それにつきましては、新たに、今年の例えば7月は去年と比べてどうだったか。電気料金やガス料金につきましては、去年のデータが出ている場合がございますので、それと比較するような欄をつくりまして、1カ月取り組んだだけでも、去年と比べたらこんなに減ったということを実感してもらえそうな様式の工夫をいたしました。

それからまた、取り組んでいただくエネルギーの種類につきましても、昨

年は5項目をやったわけですが、それを3項目に減らす。これとあわせまして、環境家計簿を提出していただいた方には、記念品を配付するようにしたところがございます。そして、今年度につきましては、提出していただいた方に対して、我々のほうで分析をいたしまして、また、今、委員ご指摘のように、県のホームページ等により、結果としてどれぐらい削減できたのかを公表もしてまいりたいと考えています。

安本委員

丁寧な説明ありがとうございました。やっぱりインセンティブの件はあったほうがいなと私も思いますので、よろしくをお願いします。

(太陽光発電設備設置に対する助成について)

再生可能エネルギーの導入の件で、太陽光、小水力、バイオマスもあるんですけども、太陽光の件で、県民の皆さんからある要望を2点ほどお話しさせていただきたいと思います。

1点目は、午前中の岡委員の質問にもあった、家屋への太陽光パネルの設置費の助成の件ですけれども、知事は最近、やまなしグリーンニューディール計画をつくられた後、ソーラー王国やまなしということをよく言われます。県の既設住宅へのパネルの助成金額の限度額があまりにも少ないんじゃないか、ソーラー王国やまなしと言われるのであれば、全国一ぐらい出してもらいたいという声を聞いております。午前中の質問とダブってしまうんですけども、そういったところについて、財源もさっき出ていましたけれども、全国平均並みではなくて、全国トップクラスにお願いできないかなという声がありましたので、まずお伺いします。

小野環境創造課長

限度額は10万円になっているわけですが、全国レベルでいいますと大体中間程度でございます。この額につきましては、多ければ多いほど、補助金を受ける方はいいわけございまして、我々のアンケート調査でもそんな傾向が出ております。

そもそも10万円の根拠でございますけれども、これは午前中に申し上げましたが、既存住宅の場合には住宅ローン減税の対象にならないということでございます。もし新築の場合にはどのぐらいローン減税が受けられるのかを計算しますと、それが9万円前後になるだろうというようなこと、それから、既築住宅に太陽光パネルをつける場合には、住宅省エネ改修の投資減税というものがございまして、これは100万円で太陽光発電施設をつけますと、上乘せがされまして、その10%が投資減税として全額控除されます。したがって、10万円がその場合でも控除されるということがございます。

そういったことを踏まえて設定しているものでございまして、多ければ多いほど、受ける方にはよろしいのかもしれませんが、10万円でも大きな効果が上がっていると理解しているところでございます。

安本委員

そういう声があるということで、ソーラー王国やまなしというと、メガソーラーとして米倉山の発電所、それから、工場とか、公共施設にパネルがついて、そして、各家庭に、と思います。米倉山のメガソーラーを見た後で北側を見れば、各家庭南面の屋根にいっぱいパネルがついているというのが窺かなと思いますけれども、またどこかでご検討をとの、お願いでございます。

もう1点、国のほうの住宅用の太陽光発電導入支援対策費補助金があると思いますけれども、このことについてクレームというか、来ております。昨年度までは山梨県に申請の窓口があって、そこで迅速に対応してもらえただけ

れども、今年度、山梨県の窓口がなくなって、どうも全国1カ所になったのではないかと。これは申請が受理されないと着工できないということで、施主さんが早く家を着工してほしいと言われるんだけど、そちらのほうの受理決定通知が来ないので着工できない。それで、電話をするんだけど、なかなかつながらないという苦情がありました。県の補助金ではないので、県は直接所管されていないのかもしれないんですけども、この辺のことでわかることがあったら教えていただきたい。

小野環境創造課長 今、委員ご指摘のとおりでございます。昨年までは国の補助金の窓口は、飯田にある県の地球温暖化防止活動推進センターが窓口になって受け付けをしていたところでございます。この補助金につきましては、一般社団法人の太陽光発電協会が国から一度補助金を受けまして、昨年度までは各都道府県に1つ窓口をつくり、そこへ再委託をしまして、受付業務をやっていたわけでございます。今年度におきましては、事業仕分けによりまして、業務委託費の削減ということで、再委託する部分の費用をカットされたと聞いております。したがって、都道府県の窓口はなくなってしまい、全国で、協会のところ1本でやっているということでございます。

これにつきましては、今年の1月ごろ、我々のほうでもいろいろ調査をしていたら、そういう情報がわかりましたので、私も経済産業省のほうに、電話ではあったわけですが、直接、話をさせていただきました。地方にとってみれば、やっぱり地元にもそういった窓口があったほうが県民のためには大変ありがたいという話をさせていただいたところですが、結果的に、今、委員ご指摘のとおり、全国で窓口が一本化されてしまったというような状況です。我々が電話をしても、はっきり申し上げまして、通じない状況でございます。これは我々も委員と同じ気持ちでございまして、県内への窓口の設置につきまして、機会をとらえまして、要望してまいりたいと思っております。

(地下水採取の規制について)

金丸委員 地下水の採取の規制を考えたらどうかということで、ご提案をしながら発言をさせていただきます。現在、山梨県の地下水採取の規制の要綱が定められているようでございますけれども、何年ごろに制定されたのか、まずお伺いします。

窪田大気水質保全課長

地下水採取の適正化につきましては、山梨県地下水採取適正化要綱というものを昭和48年に制定しております。当時は地盤沈下が激しいということで、地盤沈下対策を主目的に要綱を制定しました。

金丸委員

48年ということは、引き算すればわかるわけでありましてけれども、現在、地下水問題、水問題は、20世紀は石油の時代、21世紀は水の時代だと言われており、山梨の場合は、全国ミネラルウォーターの取水量の40数%と言われているわけでありまして。

そういう中で、私の地元では、ミネラルウォーターではなくて、全部、不純物を取り除いた真水をつくる会社が進出をしてくるということなんですけれども、現状として、48年の要綱を簡単に説明してもらいたいということです。1種、2種地域というようなものがあつたり、日量どのぐらいまでは届け出も要らないで自由に採取することができるというようなことにつ

いて、説明をしてください。

窪田大気水質保全課長

適正化要綱の中身についてということでございます。先ほど申しましたように、地盤沈下の防止を主たる目的とし、あわせて、地下水資源の保護ということで、採取の適正化を図る地域、適正化地域をまず定めています。甲府盆地を中心にその周辺ということでございますが、1種地域と2種地域に分かれております。第1種地域のほうは、地下水が著しく低下し、あるいは井戸に相互干渉が生じている地域、地形・地質上、地下水資源が極めて乏しい地域です。それから、第2種地域のほうは、著しく、極めてというものでなくて、一定の地下水位の低下の状況が見られた、地下水資源が乏しい地域を定めております。

要綱の中では、種別に応じまして、第1種地域におきましては、協議書を提出していただく。それから、2種地域につきましては、計画の届け出書を出すということになっております。水量につきましては、1日10トン以上の井戸を設置するようなものにつきまして、出していただくことになっておりまして、10トン以上1,000トン未満のものにつきましては市町村長、1,000トン以上の大規模なものについては知事に書類を提出していただくような仕組みになっております。

金丸委員

わかりました。今のお話ですと、1,000トン以上は県のほうの、これは許可ですか。届け出だけでいいのですか。

窪田大気水質保全課長

第1種につきましては、協議書を提出していただいて、要綱の中に指導基準がありますから、それに合致するような指導をさせていただきます。それから、第2種地域につきましては計画書となっております、どういう井戸を設置するかを把握するための届け出をしていただくことになっております。第1種の協議書につきましては、基本的には、事業者と協定書を結ぶことになっております。

金丸委員

地下水というのは、有資源で、無尽蔵ではないと解釈しているわけでございます。先ほど、地盤沈下とか、さらには水位が低下、湧水というところまで行かないにしても、極端にくみ上げたりすると、そういう状況も現象として起こるという話があるわけです。この辺をどう考えられますか。有資源ということであるのか、無尽蔵にあると考えるのか。

窪田大気水質保全課長

地盤沈下の状況についてちょっとお答えをさせていただきます。昭和48年に要綱を制定しましたが、49年時点で、要綱の中には地盤沈下を起こしている地盤もありますので、その状況を把握するために、甲府盆地周辺の38地点につきまして、地盤の変動を測定するための1級水準測量を実施いたしました。また、地下水位の変動が地盤沈下につながるということで、甲府盆地の周辺を中心に、11カ所14地点で観測用の井戸を設けまして、地下水位を観測しております。その範囲においては、地盤沈下につきましての際立った変化は認められていない状況にございます。

金丸委員

今、県で把握をしている、県に届けられている1,000トン以上くみ上



げているところは、県下にどのぐらいありますか。

窪田大気水質保全課長

要綱に基づく設置協議書あるいは計画書の中で、過去10年間、平成11年度から平成20年度の数字になりますが、第1種地域におきましては、1,000トン以上は7件、第2種地域につきましては、1,000トン以上はないということで、合計で1,000トン以上は7件となっております。ちなみに、1,000トン未満のものにつきましては、過去10年間の中で、89件になっています。合計で96件が、協議書なり計画書を要綱に基づいて提出いただいています。なお、県の要綱のほかに、市町村で独自に条例、要綱等をつくっているところがありますので、それも含めました数字でございます。

金丸委員

そうすると、1,000トン以上が7件ですか。1,000トン以上でどのぐらいくみ上げているかというのも、みんな、申請書の中にあるわけだね。これはミネラルウォーターを売っているところだけなのですか。それとも、工場とかも含めてということになっているのですか。

窪田大気水質保全課長

私どもの要綱では用途は特に指定しておりませんので、ミネラルウォーターもありますし、工業用水もありますし、農業用水もあります。今の数字は、すべての用途ということで、10トン以上のものでございます。

金丸委員

日量10トン以上ということですが、これの日量、山梨県でくみ上げている量というのはどのぐらいなんですか。それはわかりますか。今、会社の数は聞かせてもらったけれども、量そのものは、900トンもあれば、2,000トンのところもあると思うから、その辺はどうなのですか。

窪田大気水質保全課長

県全体のくみ上げ量につきましては、当局では把握しておりません。

金丸委員

水の時代だと言われて、今、日本の土地を海外から、中東あるいは中国あたりから買って、そこにボーリングをして、水を揚げようという試みを持ったところが進出してきているとマスコミなどでも報道されたり、現にそういう話があるわけです。

そういうことからいたしますと、山梨県は水の豊富な県でありますから、先ほども申し上げたように、有資源ということを考えると、やっぱりその辺の数字の調査をしっかり把握してもらいたい。これから、先ほど申し上げたような動きも出たりして、既設の水道の水位が下がってしまうことだって考えられるわけです。その近くに掘られて、水をくみ上げられたら、枯渇までなくても、水が揚げられなくなる。そういう現象が起こったりするので、将来的に大変問題になってくるのではないかと考えるわけです。そういうことから、調査とあわせて、要綱についてもちょっと検討する必要があるのではないかと思うんですけれども、この辺はどうですか。

深尾森林環境総務課長

水政策につきましては森林環境総務課で所管しておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。まず、今の調査の件は別にしまして、条例

化の話についてお答えさせていただきます。先ほど、大気水質保全課長のほうからご説明申し上げましたとおり、条例で地下水の取水規制をすることにつきましては、これまでの裁判の状況などから考えますと、危険防止、具体的には、地盤沈下の防止、汚染防止というような面から、必要な範囲を規制することは可能だということで、これまで22の都道府県で地盤沈下を目的として、条例で地下水の取水規制をしております。ですから、この面からの条例検討を考えることは可能かと考えております。

金丸委員

可能かということで、検討されるような答弁だったわけでありませうけれども、取水量についても、1,000トン以上は県のほうへ協議ということになっている。やっぱり規制をもうちょっと強化して、その周辺の水位が低くなるようであれば、これは考え直してもらふことなども含めて、地元では多分、こういう会社が来るということになると、協定書みたいなものを結んで規制をかけることになると思う。県においても、これから水の時代だということからいたしても、そういうことの検討をきちんとやってもらいたいということで、水量の問題を含めて、どうですか。

深尾森林環境総務課長

今、委員からの、地盤沈下以外の目的で地下水の取水規制を条例で行うことについてどうかという話ですが、この点につきましては、法律学者でも可否さまざまな意見があります。それから、条例での規制を行うというのは、最高裁の判例がございまして、この中では、その規制目的が公共の福祉に合致するものであること。なおかつ、その目的のためには規制しかないということが必要不可欠だと言われております。ですから、こういう面から十分研究する必要があるということが1点。

それから、もう1点、規制する対象をどこまでの範囲とするか。本県の場合ですと、水道水の約半分以上、それから、施設園芸などの農業用水としても利用されており、工業用水の約8割が地下水に依存しているというような状況もございます。ですから、貴重な資源として使わせていただいておりますので、県民生活、さらには県内の経済活動にまで大きな影響があり、その影響まで踏まえて見きわめる必要もあります。このようにいろいろな課題を持っていますので、委員ご指摘の、有資源である地下水の条例による規制につきましては、今後の研究課題にさせていただきたいと思っております。ぜひご了承いただきたいと思っております。

金丸委員

最後になりますけれども、ご承知だと思いますが、そういう地下水、ミネラルウォーターではなくて、真水をつかって地元の商売にしようということで、県有地を市が購入して、そこにボーリングするという構想が今、起こっているわけです。今は長野県の大町のほうでそういう商売をやって、関西あたりに水を売っているということなんだけれども、そういう会社が進出をしてくることについて、誘致という立場では私もいいかなと思うけれども、地べたを買ったら、有資源の水、地下の水もどんどんくみ上げてもいいかどうかという点からいくと、やはり私は問題があると認識をしているわけです。

もちろんミネラルウォーター税とかもなく、単に法人税を納めてもらったり、固定資産税を納めてもらう程度ということだから、長野県からこちらへ来るのは、こちらの南アルプスというネーミングでやろうということなのか、交通アクセスがいいということなのかかわかりませんが、そんな状況があるということだけ承知をしながら、南アルプス市の担当とも連携を密

にしてもらいたいということが1つです。

それから、山梨大学に、特別に国から5年間だけ補助金が出て、この水問題を研究しているグループがあるんですね。そこも、県とか行政、民間も含めてなのかわかりませんが、調査を依頼するところがなければ、補助金もカットされてしまうということです。だから、できるだけそういうところとも連携をとりながら、必要であれば県が委託をして、補助金を出して、長く続けてもらえるような、そういう仕組みも研究してもらってはどうかということを提案して、発言を終わりたいと思います。もしお答えというか、考えがあれば。否定をするのなら、否定する。賛意をお示しなら、賛意を示す。

深尾森林環境総務課長

ただいま委員が言われたとおり、南アルプス市の職員とも連絡をとらせていただきながら、問題意識は十分持たせていただきたいと思います。

それから、山梨大学の研究機関というのは、たしか、国際流域環境研究センターでやっていると承知していますので、そういう調査等の必要が、南アルプス市と話している中で出てくるようでしたら、またそういう部分についても検討させていただきたいと思います。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・ 閉会中の継続審査案件に関する調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査及び県外調査は別紙の日程で実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・ 5月25日に実施した県内調査については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 棚本 邦由